

參考資料

○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（抜粋）

〔平成十一年三月三十一日号外厚生省令第三十七号〕

目次

- 第一章 総則（第一条～第三条）
- 第二章 訪問介護
 - 第一節 基本方針（第四条）
 - 第二節 人員に関する基準（第五条・第六条）
 - 第三節 設備に関する基準（第七条）
 - 第四節 運営に関する基準（第八条～第三十九条）
 - 第五節 基準該当居宅サービスに関する基準（第四十条～第四十三条）

< 中略 >

第一章 総則

（趣旨）

第一条 基準該当居宅サービスの事業に係る介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十二条第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定居宅サービスの事業に係る法第七十四条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

< 中略 >

（定義）

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 居宅サービス事業者 法第八条第一項に規定する居宅サービス事業者を行う者をいう。
- 二 指定居宅サービス事業者又は指定居宅サービス それぞれ法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者又は指定居宅サービスをいう。
- 三 利用料 法第四十一条第一項に規定する居宅介護サービスの支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- 四 居宅介護サービス費用基準額 法第四十一条第四項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。）をいう。
- 五 法定代理受領サービス 法第四十一条第六項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者を支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。
- 六 基準該当居宅サービス 法第四十二条第二項に規定する基準該当居宅サービスをいう。
- 七 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延長時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

（指定居宅サービスの事業の一般原則）

- 第三条** 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。
- 2 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

○介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（抜粋）

〔平成二十四年十月五日号外岡山県条例第六十二号〕

目次

- 第一章 総則（第一条～第四条）
- 第二章 訪問介護
 - 第一節 基本方針（第五条）
 - 第二節 人員の基準（第六条・第七条）
 - 第三節 設備の基準（第八条）
 - 第四節 運営の基準（第九条～第四十二条）
 - 第五節 基準該当居宅サービスの基準（第四十三条～第四十七条）

< 中略 >

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十二条第一項第二号並びに第七十四条第一項及び第二項の規定に基づき、指定居宅サービス及び基準該当居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準を定めるとともに、法第七十条第二項第一号の規定に基づき、指定居宅サービス事業者の指定の要件を定めるものとする。

< 中略 >

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 利用料 法第四十一条第一項の居宅介護サービスの支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- 二 居宅介護サービス費用基準額 法第四十一条第四項第一号又は第二号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。）をいう。
- 三 法定代理受領サービス 法第四十一条第六項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者を支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。
- 四 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延長時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

（指定居宅サービスの事業の一般原則）

- 第三条** 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。
- 2 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

（指定居宅サービス事業者の指定の要件）

第四条 指定居宅サービス事業者の指定の申請者は、法人でなければならず、病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の病院をいう。以下同じ。）や診療所（同条第二項の診療所をいう。以下同じ。）若しくは薬局（薬事法（昭和三十五年法律第四十五号）第二条第一項の薬局をいう。以下同じ。）により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請者にあつては、この限りでない。

第二章 訪問介護

第一節 基本方針

（基本方針）

第五条 指定居宅サービスに該当する訪問介護（以下「指定訪問介護」という。）の事業は、要介護状態となつた場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものでなければならぬ。

第二節 人員の基準

（訪問介護員等の員数）

第六条 指定訪問介護の事業を行う者（以下「指定訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（指定訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第八条第二項の政令で定める者をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。）の員数は、常勤換算方法で、二・五以上とする。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下同じ。）の指定を受け、かつ、指定訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護（指定介護予防サービス等基準第四条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業とが同一の利用者において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が四又又はその端数を増すごとに一人以上）の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることのできる。

3 前項の利用者の数は、前三月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第二項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であつて、専ら指定訪問介護に従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定訪問介護の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第三条の四第一項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六条第一項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）に従事することのできる。

5 指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者の指定を受けて受け、かつ、指定訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定訪問介護の事業と指定介護予防サービス等に係る指定訪問介護の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例（平成二十四年岡山県条例第六十五号。以下「指定介護予防サービス等条例」という。）の第六条第一項から第四項までに規定する人員の基準を満たすこととをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第四条 指定居宅サービスに該当する訪問介護（以下「指定訪問介護」という。）の事業は、要介護状態となつた場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものでなければならぬ。

第二章 訪問介護

第一節 基本方針

（基本方針）

第五条 指定居宅サービスに該当する訪問介護（以下「指定訪問介護」という。）の事業は、要介護状態となつた場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものでなければならぬ。

第二節 人員に関する基準

（訪問介護員等の員数）

第六条 指定訪問介護の事業を行う者（以下「指定訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（指定訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第八条第二項に規定する政令で定める者をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。）の員数は、常勤換算方法で、二・五以上とする。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下同じ。）の指定を受け、かつ、指定訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護（指定介護予防サービス等基準第四条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業とが同一の利用者において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が四又又はその端数を増すごとに一人以上）の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることのできる。

3 前項の利用者の数は、前三月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第二項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であつて、専ら指定訪問介護に従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定訪問介護の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第三条の四第一項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六条第一項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）に従事することのできる。

5 指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者の指定を受けて受け、かつ、指定訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定訪問介護の事業と指定介護予防サービス等に係る指定訪問介護の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例（平成二十四年岡山県条例第六十五号。以下「指定介護予防サービス等条例」という。）の第五条第一項から第四項までに規定する人員の基準を満たすこととをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第七条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとす

第三節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第八条 指定訪問介護事業者には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
2 指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定介護予防サービス等基準第七条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第四節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第九条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第二十九条に規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの状態に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
- イ 指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- ロ 指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
- 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 5 指定訪問介護事業者は、第二項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- 一 第二項各号に規定する方法のうち指定訪問介護事業者が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方法
- 6 前項の規定による承諾を得た指定訪問介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

第七条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとす

第三節 設備の基準

(設備及び備品等)

第八条 指定訪問介護事業者には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
2 指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定介護予防サービス等基準第八条第一項に規定する設備の基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第四節 運営の基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第九条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第三十条の運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。この場合において、当該提供の開始により得るものとする。

2 指定訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
- イ 指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- ロ 指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項の重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
- 二 磁気ディスク、光ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項の重要事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 5 指定訪問介護事業者は、第二項の規定により第一項の重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- 一 第二項各号に規定する方法のうち指定訪問介護事業者が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方法
- 6 前項の承諾を得た指定訪問介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により第一項の重要事項について電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、当該重要事項を電磁的方法により提供してはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第九条 指定訪問介護事業者は、正当な理由なく指定訪問介護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第十条 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の通常の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難であると認められた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第十一条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2 指定訪問介護事業者は、前項の被保険者証に、法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問介護を提供するように努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

第十二条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第十三条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）第十三条第九号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第十四条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第十五条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第六十四条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼すること等により、指定訪問介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報の提供を行うために必要な援助を行わなければならない。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第十六条 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画（施行規則第六十四条第一号及び二に規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問介護を提供しなければならない。

(提供拒否の禁止)

第十条 指定訪問介護事業者は、正当な理由なく指定訪問介護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第十一条 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の通常の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難であると認められた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第十二条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2 指定訪問介護事業者は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問介護を提供するように努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

第十三条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第十四条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）第十三条第九号のサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第十五条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第十六条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第六十四条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画（同条第一号及び二の計画を含む。以下同じ。）の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届けること等により、指定訪問介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報の提供を行うために必要な援助を行わなければならない。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第十七条 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問介護を提供しなければならない。

(居宅サービス計画等の変更の奨励)

第十七条 指定訪問介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第十八条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第十九条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、当該指定訪問介護の提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者から代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他の必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第二十条 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定訪問介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第二十一条 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定訪問介護の基本取扱い方針)

第二十二条 指定訪問介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、自らその提供する指定訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定訪問介護の具体的な取扱い方針)

第二十三条 訪問介護員等の行う指定訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 指定訪問介護の提供に当たっては、次条第一項に規定する訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。

二 指定訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいうに説明を行う。

三 指定訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

四 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の確かな把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。

(居宅サービス計画等の変更の奨励)

第十八条 指定訪問介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第十九条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第二十条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、当該指定訪問介護の提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者から代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他の必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第二十一条 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定訪問介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第二十二条 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定訪問介護の基本取扱い方針)

第二十三条 指定訪問介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、その提供する指定訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定訪問介護の具体的な取扱い方針)

第二十四条 訪問介護員等の行う指定訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 指定訪問介護の提供に当たっては、次条第一項の訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むために必要な援助を行うこと。

二 指定訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいうに説明を行うこと。

三 指定訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。

四 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の確かな把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うこと。

| | |
|---|---|
| <p>2 指定訪問介護事業者は、必要に応じ、利用者が必要後見制度を活用することができるように配慮しなければならぬ。</p> | <p>(訪問介護計画の作成) 第二十五条 サービス提供責任者（第六条第二項のサービス提供責任者をいう。以下この条及び第二十九条において同じ。）は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画を作成しなければならない。</p> <p>2 訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。</p> <p>3 サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>4 サービス提供責任者は、訪問介護計画を作成した際には、当該訪問介護計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>5 サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成後、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行うものとする。</p> <p>6 第一項から第四項までの規定は、前項の訪問介護計画の変更について準用する。</p> <p>(同居家族に対するサービス提供の禁止) 第二十六条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する訪問介護の提供をさせなければならない。</p> <p>(利用者に関する市町村への通知) 第二十七条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</p> <p>一 正当な理由なしに指定訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させた認められるとき。</p> <p>二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p> <p>(緊急時等の対応) 第二十八条 訪問介護員等は、現に指定訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(管理者及びサービス提供責任者の責務) 第二十九条 指定訪問介護事業所の管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。</p> <p>2 指定訪問介護事業所の管理者は、当該指定訪問介護事業所にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>3 サービス提供責任者は、第二十五条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一 指定訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること。</p> <p>二 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。</p> <p>三 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者等と連携を図ること。</p> <p>四 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この項において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。</p> <p>五 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。</p> <p>六 訪問介護員等の能力及び希望を踏まえた業務管理を実施すること。</p> <p>七 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。</p> <p>八 その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。</p> <p>(運営規程) 第三十条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営に係る重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> |
|---|---|

| | |
|---|--|
| <p>2 指定訪問介護事業者は、必要に応じ、利用者が必要後見制度を活用することができるように配慮しなければならぬ。</p> | <p>(訪問介護計画の作成) 第二十四条 サービス提供責任者（第五条第二項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この条及び第二十八条において同じ。）は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画を作成しなければならない。</p> <p>2 訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。</p> <p>3 サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>4 サービス提供責任者は、訪問介護計画を作成した際には、当該訪問介護計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>5 サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成後、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行うものとする。</p> <p>6 第一項から第四項までの規定は、前項に規定する訪問介護計画の変更について準用する。</p> <p>(同居家族に対するサービス提供の禁止) 第二十五条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する訪問介護の提供をさせなければならない。</p> <p>(利用者に関する市町村への通知) 第二十六条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</p> <p>一 正当な理由なしに指定訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させた認められるとき。</p> <p>二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p> <p>(緊急時等の対応) 第二十七条 訪問介護員等は、現に指定訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(管理者及びサービス提供責任者の責務) 第二十八条 指定訪問介護事業所の管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。</p> <p>2 指定訪問介護事業所の管理者は、当該指定訪問介護事業所にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>3 サービス提供責任者は、第二十四条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一 指定訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること。</p> <p>二 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。</p> <p>三 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者等と連携を図ること。</p> <p>四 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。</p> <p>五 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。</p> <p>六 訪問介護員等の能力及び希望を踏まえた業務管理を実施すること。</p> <p>七 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。</p> <p>八 その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。</p> <p>(運営規程) 第二十九条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> |
|---|--|

| | |
|---|---|
| <p>事業の目的及び運営の方針 一 従業者の職種、員数及び職務の内容 二 営業日及び営業時間 三 指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額 四 通常の事業の実施地域 五 緊急時等における対応方法 六 その他運営に関する重要事項 七</p> | <p>事業の目的及び運営の方針 一 従業者の職種、員数及び職務の内容 二 営業日及び営業時間 三 指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額 四 通常の事業の実施地域 五 緊急時等における対応方法 六 その他運営に関する重要事項 七</p> <p>(介護等の総合的な提供) 第三十一条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の援助に偏することはならない。</p> <p>(勤務体制の確保等) 第三十二条 指定訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問介護を提供できるよう、指定訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等によって指定訪問介護を提供しなければならない。 3 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 4 前項の研修には、利用者の尊厳を守り、利用者及びその家族が共に健やかな生活を送ることができるよう、利用者の人権の擁護及び虐待の防止に関する事項その内容を含めなければならない。</p> <p>(衛生管理等) 第三十三条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。 2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。</p> <p>(掲示) 第三十四条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>(秘密保持等) 第三十五条 指定訪問介護事業者の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業者の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 3 指定訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。</p> <p>(広告) 第三十六条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所について広告をする場合には、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。</p> <p>(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止) 第三十七条 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>(苦情処理)</p> |
|---|---|

| | |
|---|---|
| <p>事業の目的及び運営の方針 一 従業者の職種、員数及び職務の内容 二 営業日及び営業時間 三 指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額 四 通常の事業の実施地域 五 緊急時等における対応方法 六 その他運営に関する重要事項 七</p> | <p>事業の目的及び運営の方針 一 従業者の職種、員数及び職務の内容 二 営業日及び営業時間 三 指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額 四 通常の事業の実施地域 五 緊急時等における対応方法 六 その他運営に関する重要事項 七</p> <p>(介護等の総合的な提供) 第二十九条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の援助に偏することはならない。</p> <p>(勤務体制の確保等) 第三十条 指定訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問介護を提供できるよう、指定訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等によって指定訪問介護を提供しなければならない。 3 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>(衛生管理等) 第三十一条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。 2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。</p> <p>(掲示) 第三十二条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>(秘密保持等) 第三十三条 指定訪問介護事業者の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業者の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 3 指定訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。</p> <p>(広告) 第三十四条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所について広告をする場合には、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。</p> <p>(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止) 第三十五条 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>(苦情処理)</p> |
|---|---|

| | |
|---|--|
| <p>第三十八條 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p> <p>3 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>4 指定訪問介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。</p> <p>5 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項の国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>6 指定訪問介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。</p> <p>(地域との連携)</p> <p>第三十九條 指定訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定訪問介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>(事故発生時の対応)</p> <p>第四十條 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。</p> <p>3 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p>(会計の区分)</p> <p>第四十一條 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第四十二條 指定訪問介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくなければならない。</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。</p> <p>一 訪問介護計画 二 第二十条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 三 第二十七条の規定による市町村への通知に係る記録 四 第三十八条第二項の規定による苦情の内容等の記録 五 第四十条第二項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p> | <p>第三十六條 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p> <p>3 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>4 指定訪問介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。</p> <p>5 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項の国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>6 指定訪問介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。</p> <p>(地域との連携)</p> <p>第三十六條の二 指定訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定訪問介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>(事故発生時の対応)</p> <p>第三十七條 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>3 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p>(会計の区分)</p> <p>第三十八條 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第三十九條 指定訪問介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくなければならない。</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 訪問介護計画 二 第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 三 第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録 四 第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録 五 第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> |
|---|--|

第五節 基準該当居宅サービスの基準

(訪問介護員等の員数)

第五節 基準該当居宅サービスに関する基準

(訪問介護員等の員数)

第四十条 基準該当居宅サービスに該当する訪問介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当訪問介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当訪問介護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「基準該当訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（基準該当訪問介護の提供に当たっては、介護福祉士又は法第八条第二項に規定する政令で定める者）をいう。以下この節において同じ。）の員数は、三人以上とする。

2 基準該当訪問介護事業者は、基準該当訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等のうち一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。

3 基準該当訪問介護の事業と基準該当訪問介護（指定介護予防サービス等基準第四十一条第一項に規定する基準該当訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが、同一の事業者により同一の事業所に一体的に運営されている場合には、同項及び同条第二項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第四十一条 基準該当訪問介護事業者は、基準該当訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（設備及び備品等）

第四十二条 基準該当訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 基準該当訪問介護の事業と基準該当訪問介護（指定介護予防サービス等基準第四十三条第一項において一体的に運営される場合については、指定介護予防サービス等基準第四十三条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（同居家族に対するサービス提供の制限）

第四十二条の二 基準該当訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する訪問介護の提供をさせなければならない。ただし、同居の家族である利用者に対する訪問介護が次のいずれにも該当する場合には、この限りでない。

一 当該訪問介護の利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であって、指定訪問介護のみによつては必要な訪問介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する場合

二 当該訪問介護が、法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者又は法第四十七条第一項第一号に規定する基準該当居宅介護支援の事業を行う者の作成する居宅サービス計画に基づいて提供される場合

三 当該訪問介護が、第四十条第二項に規定するサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合

四 当該訪問介護が、入浴、排せつ、食事等の介護をその主たる内容とする場合

五 当該訪問介護を提供する訪問介護員等の当該訪問介護に従事する時間の合計時間が、当該訪問介護員等が訪問介護に従事する時間の合計時間のおおむね二分の一を超えない場合

2 基準該当訪問介護事業者は、前項ただし書の規定に基づき、訪問介護員等とその同居の家族である利用者に対する基準該当訪問介護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向や当該利用者に係る第四十三条において準用する第二十四条第一項の訪問介護計画の実施状況等からみて、当該基準該当訪問介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該訪問介護員等に対し適切な指導を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（準用）

第四十三条 基準該当居宅サービスに該当する訪問介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当訪問介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当訪問介護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「基準該当訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（基準該当訪問介護の提供に当たっては、介護福祉士又は法第八条第二項の政令で定める者）をいう。以下この節において同じ。）の員数は、三人以上とする。

2 基準該当訪問介護事業者は、基準該当訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等のうち一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。

3 基準該当訪問介護の事業と基準該当訪問介護（指定介護予防サービス等基準第四十一条第一項の基準該当訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが、同一の事業者により同一の事業所に一体的に運営されている場合には、指定介護予防サービス等条例第四十三条第一項及び第二項に規定する人員の基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第四十四条 基準該当訪問介護事業者は、基準該当訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（設備及び備品等）

第四十五条 基準該当訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 基準該当訪問介護の事業と基準該当訪問介護（指定介護予防サービス等条例第四十五条第一項において一体的に運営される場合については、指定介護予防サービス等条例第四十五条第一項に規定する設備の基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（同居家族に対するサービス提供の制限）

第四十六条 基準該当訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する訪問介護の提供をさせなければならない。ただし、同居の家族である利用者に対する訪問介護が次の各号のいずれにも該当する場合には、この限りでない。

一 当該訪問介護の利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であって、指定訪問介護のみによつては必要な訪問介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する場合

二 当該訪問介護が、指定居宅介護支援事業者又は基準該当居宅介護支援の事業を行う者の作成する居宅サービス計画に基づいて提供される場合

三 当該訪問介護が、第四十三条第二項のサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合

四 当該訪問介護が、入浴、排せつ、食事等の介護をその主たる内容とする場合

五 当該訪問介護を提供する訪問介護員等の当該訪問介護に従事する時間の合計時間が、当該訪問介護員等が訪問介護に従事する時間の合計時間のおおむね二分の一を超えない場合

2 基準該当訪問介護事業者は、前項ただし書の規定により、訪問介護員等とその同居の家族である利用者に対する基準該当訪問介護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向や当該利用者に係る次に係る次条において準用する第二十五条第一項の訪問介護計画の実施状況等からみて、当該基準該当訪問介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該訪問介護員等に対し適切な指導を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（準用）

第四十三条 第一節及び第四節（第十五条、第二十条第一項、第二十五条、第二十九条の二並びに第三十六条第五項及び第六項を除く。）の規定は、基準該当訪問介護の事業について準用する。この場合において、第十九条中「内容、当該指定訪問介護については「内容」と、第二十条第一項及び第二十一条中「法定代払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十条第二項及び第二十一条中「前項」とあるのは「前項」と、第二十四条第一項中「第五條第二項」とあるのは「第四十条第二項」と、第二十八条」とあるのは「第四十三条において準用する第二十八条」と読み替えるものとする。

<後略>

第四十七条 第一節及び前節（第十六条、第二十一条第一項、第二十六条、第三十一条並びに第三十八条第五項及び第六項を除く。）の規定は、基準該当訪問介護の事業について準用する。この場合において、第二十条第一項中「内容、当該指定訪問介護については「内容」と、第二十一条第六項の規定により利用者において支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一条第二項及び第二十一条第三項中「法定代払を受ける居宅介護サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問介護」と、第二十一条第二項中「前項」とあるのは「前項」と、第二十五条第一項中「第六條第二項」とあるのは「第四十三条第二項」と、「第二十九条」とあるのは「第四十七条において準用する第二十九条」と読み替えるものとする。

<後略>

| | |
|---|--|
| <p>〇介護保険法に基づき指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例（抜粋） 〔平成二十四年十月五日号外岡山県条例第六十五号〕</p> | <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条～第四条） 第二章 介護予防訪問介護 第一节 基本方針（第五条） 第二节 人員の基準（第六条・第七条） 第三节 設備の基準（第八条） 第四节 運営の基準（第九条～第三十九条） 第五節 介護予防のための効果的な支援の方法の基準（第四十条～第四十二条） 第六節 基準該当介護予防サービスの基準（第四十三条～第四十七条）</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p>（趣旨） 第一条 この条例は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五十四条第一項第二号並びに第百十五号の四第一項及び第二項の規定に基づき、指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準を定めるとともに、法第百十五号の二第二項第一号の規定に基づき、指定介護予防サービスの事業者の指定の要件を定めるものとする。</p> <p>（定義） 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 利用料 法第五十三条第一項の介護予防サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。</p> <p>二 介護予防サービス費用基準額 法第五十三号第二項第一号又は第二号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防サービスに要した費用の額とする。）をいう。</p> <p>三 法定代理受領サービス 法第五十三号第四項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者を支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。</p> <p>四 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延長時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。</p> <p>（指定介護予防サービスの事業の一般原則） 第三条 指定介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。</p> |
| <p>〇指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（抜粋） 〔平成十八年三月十四日号外厚生労働省令第三十五号〕</p> | <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条～第三条） 第二章 介護予防訪問介護 第一节 基本方針（第四条） 第二节 人員に関する基準（第五条・第六条） 第三节 設備に関する基準（第七条） 第四节 運営に関する基準（第八条～第三十七条） 第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第三十八条～第四十条） 第六節 基準該当介護予防サービスの基準（第四十一条～第四十五条）</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p>（趣旨） 第一条 基準該当介護予防サービスの事業に係る介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五十四号第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定介護予防サービスの事業に係る法第百十五号の四第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>（定義） 第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 介護予防サービス事業者 法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業者を行う者をいう。</p> <p>二 指定介護予防サービス事業者又は指定介護予防サービス 法第五十三号第一項に規定する指定介護予防サービス事業者又は指定介護予防サービスをいう。</p> <p>三 利用料 法第五十三条第一項に規定する介護予防サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。</p> <p>四 介護予防サービス費用基準額 法第五十三号第二項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防サービスに要した費用の額とする。）をいう。</p> <p>五 法定代理受領サービス 法第五十三号第四項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者を支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。</p> <p>六 基準該当介護予防サービス 法第五十四号第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスをいう。</p> <p>七 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延長時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。</p> <p>（指定介護予防サービスの事業の一般原則） 第三条 指定介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。</p> |

2 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

(指定介護予防サービス事業者の指定の要件)

第四条 指定介護予防サービス事業者の指定の申請者は、法人でなければならぬ。ただし、病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項の病院をいう。以下同じ。）、診療所（同条第二項の診療所をいう。以下同じ。）、若しくは薬局（薬事法（昭和三十五年法律第四十五号）第二条第十一項の薬局をいう。以下同じ。）により行われる介護予防居宅療養管理指導又は診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請者については、この限りでない。

第二章 介護予防訪問介護

第一節 基本方針

第四条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問介護（以下「指定介護予防訪問介護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(訪問介護員等の員数)

第五条 指定介護予防訪問介護の事業を行う者（以下「指定介護予防訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（指定介護予防訪問介護の提供に当たたる介護福祉士又は法第八条の二第二項に規定する政令で定める者）をいう。以下この節から第五節までにおいて同じ。）の員数は、常勤換算方法で、二・五以上とする。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第五条第一項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を受けて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護（指定居宅サービス等基準第四条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防訪問介護及び指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が四十又はその端数を増すことに一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

3 前項の利用者の数は、前三月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第二項のサービス提供責任者は介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であつて、専ら指定介護予防訪問介護に従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第三条の四第一項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六条第一項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）に従事することができる。

5 指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者の指定を受けて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定居宅サービス等基準第五条第一項から第四項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

2 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

(指定介護予防サービス事業者の指定の要件)

第四条 指定介護予防サービス事業者の指定の申請者は、法人でなければならぬ。ただし、病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項の病院をいう。以下同じ。）、診療所（同条第二項の診療所をいう。以下同じ。）、若しくは薬局（薬事法（昭和三十五年法律第四十五号）第二条第十一項の薬局をいう。以下同じ。）により行われる介護予防居宅療養管理指導又は診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請者については、この限りでない。

第二章 介護予防訪問介護

第一節 基本方針

第五条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問介護（以下「指定介護予防訪問介護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第二節 人員の基準

(訪問介護員等の員数)

第六条 指定介護予防訪問介護の事業を行う者（以下「指定介護予防訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（指定介護予防訪問介護の提供に当たたる介護福祉士又は法第八条の二第二項の政令で定める者）をいう。以下この節から第五節までにおいて同じ。）の員数は、常勤換算方法で、二・五以上とする。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第五条第一項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を受けて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護（指定居宅サービス等基準第四条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防訪問介護及び指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が四十又はその端数を増すことに一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

3 前項の利用者の数は、前三月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第二項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であつて、専ら指定介護予防訪問介護に従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第三条の四第一項の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六条第一項の指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）に従事することができる。

5 指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者の指定を受けて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成二十四年岡山県条例第六十二号。以下「指定居宅サービス等条例」という。）第六条第一項から第四項までに規定する人員の基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第六条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することのできるものとす。

第三節 設備に関する基準

第七条 指定介護予防訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定介護予防訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者の指定を受けて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準第七条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことのできる。

第四節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第八条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第二十六条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することのできる。この場合において、当該指定介護予防訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することのできるものでなければならない。

4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 指定介護予防訪問介護事業者は、第二項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第二項各号に規定する方法のうち指定介護予防訪問介護事業者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た指定介護予防訪問介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(管理者)

第七条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することのできるものとす。

第三節 設備の基準

第八条 指定介護予防訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定介護予防訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者の指定を受けて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準第八条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことのできる。

第四節 運営の基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第九条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第二十七条に規定する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。この場合において、当該提供の開始により得るものとす。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することのできる。この場合において、当該指定介護予防訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項の重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク、光ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項の重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することのできるものでなければならない。

4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 指定介護予防訪問介護事業者は、第二項の規定により第一項の重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第二項各号に規定する方法のうち指定介護予防訪問介護事業者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

6 前項の承諾を得た指定介護予防訪問介護事業者は、当該承諾を得た後に、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により第一項の重要事項について電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該利用申込者又はその家族に対し、当該重要事項を電磁的方法により提供してはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第九条 指定介護予防訪問介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問介護の提供を拒んではならない。

(サービスマ提供困難時の対応)

第十条 指定介護予防訪問介護事業者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスマを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問介護を提供することが困難であると認められた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第十一条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の被保険者証に、法第一百五十五条の第三第二項の規定により認定審査意見が記載されているときは、当該認定審査意見に配慮して、指定介護予防訪問介護を提供するよう努めなければならない。

(要支援認定の申請に係る援助)

第十二条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスマを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第十三条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業等に開催するサービスマ担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第三十条第九号に規定するサービスマ担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスマ又は福祉サービスマの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第十四条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービスマ又は福祉サービスマを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(介護予防サービスマ費の支給を受けるための援助)

第十五条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第八十三条の九各号の介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防支援事業者に依頼すること等により、介護予防支援事業者に依頼すること等により、介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(提供拒否の禁止)

第十条 指定介護予防訪問介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問介護の提供を拒んではならない。

(サービスマ提供困難時の対応)

第十一条 指定介護予防訪問介護事業者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスマを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問介護を提供することが困難であると認められた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第十二条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の被保険者証に認定審査意見が記載されているときは、当該認定審査意見に配慮して、指定介護予防訪問介護を提供するよう努めなければならない。

(要支援認定の申請に係る援助)

第十三条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスマを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第十四条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業等に開催するサービスマ担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第三十条第九号のサービスマ担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスマ又は福祉サービスマの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第十五条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービスマ又は福祉サービスマを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(介護予防サービスマ費の支給を受けるための援助)

第十六条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第八十三条の九各号の介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防支援事業者に依頼すること等により、介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(介護予防サ―ビス計画に沿ったサ―ビスの提供)

第十六条 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防サ―ビス計画（施行規則第八十三条の九第一号ハ及び二に規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防訪問介護を提供しなければならない。

(介護予防サ―ビス計画等の変更の援助)

第十七条 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者が介護予防サ―ビス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第十八条 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サ―ビスの提供の記録)

第十九条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供した際には、当該指定介護予防訪問介護の提供日及び内容、当該指定介護予防訪問介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サ―ビス費の額その他の必要な事項を、利用者の介護予防サ―ビス計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサ―ビスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第二十条 指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サ―ビスに該当する指定介護予防訪問介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問介護に係る介護予防サ―ビス費用基準額から当該指定介護予防訪問介護事業者に支払われる介護予防サ―ビス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サ―ビスに該当しない指定介護予防訪問介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防訪問介護に係る介護予防サ―ビス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問介護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の費用の額に係るサ―ビスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サ―ビスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第二十一条 指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サ―ビスに該当しない指定介護予防訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサ―ビス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(同居家族に対するサ―ビス提供の禁止)

第二十二条 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する介護予防訪問介護の提供をさせてはならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第二十三条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- 一 正当な理由なしに指定介護予防訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(介護予防サ―ビス計画に沿ったサ―ビスの提供)

第十七条 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防サ―ビス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防訪問介護を提供しなければならない。

(介護予防サ―ビス計画等の変更の援助)

第十八条 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者が介護予防サ―ビス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第十九条 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サ―ビスの提供の記録)

第二十条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供した際には、当該指定介護予防訪問介護の提供日及び内容、当該指定介護予防訪問介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サ―ビス費の額その他の必要な事項を、利用者の介護予防サ―ビス計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサ―ビスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第二十一条 指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サ―ビスに該当する指定介護予防訪問介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問介護に係る介護予防サ―ビス費用基準額から当該指定介護予防訪問介護事業者に支払われる介護予防サ―ビス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サ―ビスに該当しない指定介護予防訪問介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防訪問介護に係る介護予防サ―ビス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問介護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の費用の額に係るサ―ビスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サ―ビスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第二十二条 指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サ―ビスに該当しない指定介護予防訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサ―ビス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(同居家族に対するサ―ビス提供の禁止)

第二十三条 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する介護予防訪問介護の提供をさせてはならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第二十四条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- 一 正当な理由なしに指定介護予防訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第二十四条 訪問介護員等は、現に指定介護予防訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサーパービス提供責任者の責務)

第二十五条 指定介護予防訪問介護事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の従業者がこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 サーパービス提供責任者（第五条第二項に規定するサーパービス提供責任者をいう。以下この節及び次節において同じ。）は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 一 指定介護予防訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること。
- 二 利用者の状態の変化やサーパービスに関する意向を定期的に把握すること。
- 三 サーパービス担当者会議への出席等介護予防支援事業者等との連携に関すること。
- 四 訪問介護員等（サーパービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
- 五 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
- 六 訪問介護員等の能力及び希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- 七 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
- 八 その他サーパービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

(運営規程)

第二十六条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営に関する重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定介護予防訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 その他運営に関する重要事項

(介護等の総合的な提供)

第二十七条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の支援に偏することはならない。

(勤務体制の確保等)

第二十八条 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問介護を提供できよう、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問介護事業所の訪問介護員等によって指定介護予防訪問介護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第二十九条 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(緊急時等の対応)

第二十五条 訪問介護員等は、現に指定介護予防訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサーパービス提供責任者の責務)

第二十六条 指定介護予防訪問介護事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の従業者がこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 サーパービス提供責任者（第六条第二項のサーパービス提供責任者をいう。以下この節及び次節において同じ。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 指定介護予防訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること。
- 二 利用者の状態の変化やサーパービスに関する意向を定期的に把握すること。
- 三 サーパービス担当者会議への出席等介護予防支援事業者等との連携に関すること。
- 四 訪問介護員等（サーパービス提供責任者を除く。以下この項において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
- 五 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
- 六 訪問介護員等の能力及び希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- 七 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
- 八 その他サーパービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

(運営規程)

第二十七条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営に係る重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定介護予防訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 その他運営に関する重要事項

(介護等の総合的な提供)

第二十八条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の支援に偏することはならない。

(勤務体制の確保等)

第二十九条 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問介護を提供できよう、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問介護事業所の訪問介護員等によって指定介護予防訪問介護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 前項の研修には、利用者の尊厳を守り、利用者及びその家族が共に健やかな生活を送ることができるよう、利用者の人権の擁護及び虐待の防止に関する事項をその内容に含めなければならない。

(衛生管理等)

第三十条 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(揭示)

第三十条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所の見やすい場所に、第二十六条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第三十一条 指定介護予防訪問介護事業者の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第三十二条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第三十三条 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスの提供を受けること、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

(苦情処理)

第三十四条 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じた場合においては、当該苦情に関する市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定介護予防訪問介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定介護予防訪問介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携)

第三十四条の二 指定介護予防訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防訪問介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第三十五条 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

(揭示)

第三十一条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所の見やすい場所に、第二十七条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第三十二条 指定介護予防訪問介護事業者の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第三十三条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第三十四条 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスの提供を受けること、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

(苦情処理)

第三十五条 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じた場合においては、当該苦情に関する市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定介護予防訪問介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項の国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定介護予防訪問介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携)

第三十六条 指定介護予防訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防訪問介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第三十七条 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならぬ。
- 3 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第三十六条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第三十七条 指定介護予防訪問介護事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

- 一 介護予防訪問介護計画
- 二 第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 三 第二十三条に規定する市町村への通知に係る記録
- 四 第三十四条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 五 第三十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防訪問介護の基本取扱方針)

第三十八條 指定介護予防訪問介護は、利用者の介護予防（法第八条の第二項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定介護予防訪問介護事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防訪問介護の具体的取扱方針)

第三十九条 訪問介護員等の行う指定介護予防訪問介護の方針は、第四条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- 二 サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問介護計画を作成するものとする。
- 三 介護予防訪問介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 四 サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 五 サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画を作成した際には、当該介護予防訪問介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 六 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護予防訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

- 2 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならぬ。
- 3 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第三十八條 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第三十九条 指定介護予防訪問介護事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供に関する次の掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

- 一 介護予防訪問介護計画
- 二 第二十条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 三 第二十四条の規定による市町村への通知に係る記録
- 四 第三十五条第二項の規定による苦情の内容等の記録
- 五 第三十七条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法の基準

(指定介護予防訪問介護の基本取扱方針)

第四十条 指定介護予防訪問介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定介護予防訪問介護事業者は、その提供する指定介護予防訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防訪問介護の具体的取扱方針)

第四十一条 訪問介護員等の行う指定介護予防訪問介護の方針は、第五条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。
- 二 サービス提供責任者は、前号の利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問介護計画を作成すること。
- 三 介護予防訪問介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 四 サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 五 サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画を作成した際には、当該介護予防訪問介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 六 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護予防訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うこと。

七 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいうように説明を行うものとする。

八 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

九 サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも一月に一回は、当該介護予防訪問介護計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防訪問介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該介護予防訪問介護計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

十 サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。

十一 サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問介護計画の変更を行うものとする。

十二 第一号から第十号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問介護計画の変更について準用する。

(指定介護予防訪問介護の提供に当たっての留意点)

第四十条 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

一 指定介護予防訪問介護事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント（指定介護予防支援等基準第三十条第七号に規定するアセスメントをいう。以下同じ。）において把握された課題、指定介護予防訪問介護の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。

二 指定介護予防訪問介護事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

第六節 基準該当介護予防サービスの基準

(訪問介護員等の員数)

第四十一条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防訪問介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当介護予防訪問介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当介護予防訪問介護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「基準該当介護予防訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（基準該当介護予防訪問介護の提供に当たたる介護福祉士又は法第八条の政令で定める者をいう。以下この節において同じ。）の員数は、三人以上とする。

2 基準該当介護予防訪問介護事業者は、基準該当介護予防訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等のうち一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。

3 基準該当介護予防訪問介護の事業と基準該当訪問介護（指定居宅サービス等基準第四十条第一項に規定する基準該当訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同項及び同条第二項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第四十二条 基準該当介護予防訪問介護事業者は、基準該当介護予防訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防訪問介護事業所の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備及び備品等)

第四十三条 基準該当介護予防訪問介護事業者には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当介護予防訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

七 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいうように説明を行うこと。

八 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。

九 サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも一月に一回は、当該介護予防訪問介護計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防訪問介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該介護予防訪問介護計画の実施状況の把握（以下この項において「モニタリング」という。）を行うこと。

十 サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。

十一 サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問介護計画の変更を行うこと。

十二 第一号から第十号までの規定は、前号の介護予防訪問介護計画の変更について準用する。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、必要に応じ、利用者が成年後見制度を活用することができるように配慮しなければならない。

(指定介護予防訪問介護の提供に当たっての留意点)

第四十二条 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

一 指定介護予防訪問介護事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント（指定介護予防支援等基準第三十条第七号のアセスメントをいう。以下同じ。）において把握された課題、指定介護予防訪問介護の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。

二 指定介護予防訪問介護事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

第六節 基準該当介護予防サービスの基準

(訪問介護員等の員数)

第四十三条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防訪問介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当介護予防訪問介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当介護予防訪問介護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「基準該当介護予防訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（基準該当介護予防訪問介護の提供に当たたる介護福祉士又は法第八条の政令で定める者をいう。以下この節において同じ。）の員数は、三人以上とする。

2 基準該当介護予防訪問介護事業者は、基準該当介護予防訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等のうち一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。

3 基準該当介護予防訪問介護の事業と基準該当訪問介護（指定居宅サービス等基準第四十条第一項の基準該当訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等条例第四十三条第一項及び第二項に規定する人員の基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第四十四条 基準該当介護予防訪問介護事業者は、基準該当介護予防訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防訪問介護事業所の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備及び備品等)

第四十五条 基準該当介護予防訪問介護事業者には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当介護予防訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 基準該当介護予防訪問介護の事業と基準該当訪問介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定居宅サービス等基準第四十二条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(同居家族に対するサービス提供の制限)

第四十四条 基準該当介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する介護予防訪問介護の提供をさせなければならない。ただし、同居の家族である利用者に対する介護予防訪問介護が次の各号のいずれにも該当する場合には、この限りでない。

- 一 当該介護予防訪問介護の利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であって、指定介護予防訪問介護のみによつては必要な介護予防訪問介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する場合
- 二 当該介護予防訪問介護が、法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事業者又は法第五十九条第一項第一号に規定する基準該当介護予防支援の事業を行う者の作成する介護予防サービス計画に基づいて提供される場合
- 三 当該介護予防訪問介護が、第四十一条第二項に規定するサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合

四 当該介護予防訪問介護が、入浴、排せつ、食事等の介護をその主たる内容とする場合
五 当該介護予防訪問介護を提供する訪問介護員等の当該訪問のおおむね二分の一を超えない場合
六 当該介護予防訪問介護が介護予防訪問介護に従事する時間の合計時間をおおむね二分の一を超えない場合

2 基準該当介護予防訪問介護事業者は、前項ただし書の規定に基づき、訪問介護員等にその同居の家族である利用者に対する基準該当介護予防訪問介護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向や当該利用者に係る次条において準用する第三十九条第二号の介護予防訪問介護計画の実施状況等からみて、当該基準該当介護予防訪問介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該訪問介護員等に対し適切な指導を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第四十五条 第一節、第四節（第十五条、第二十条第一項、第二十一条、第二十七条並びに第三十四条第五項及び第六項を除く。）及び前節の規定は、基準該当介護予防訪問介護の事業について準用する。この場合において、第十九条中「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」に、第二十条第二項及び第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問介護」に、第二十条第三項中「前二項」とあるのは「前項」に、第二十五条第三項中「第五十二条第一項」とあるのは「第四十一条第二項」と読み替えるものとする。

＜後略＞

2 基準該当介護予防訪問介護の事業と基準該当訪問介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定居宅サービス等条例第四十五条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(同居家族に対するサービス提供の制限)

第四十六条 基準該当介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する介護予防訪問介護の提供をさせなければならない。ただし、同居の家族である利用者に対する介護予防訪問介護が次の各号のいずれにも該当する場合には、この限りでない。

- 一 当該介護予防訪問介護の利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であって、指定介護予防訪問介護のみによつては必要な介護予防訪問介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する場合
- 二 当該介護予防訪問介護が、指定介護予防支援事業者又は基準該当介護予防支援の事業を行う者の作成する介護予防サービス計画に基づいて提供される場合
- 三 当該介護予防訪問介護が、第四十三条第二項のサービスの提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合

四 当該介護予防訪問介護が、入浴、排せつ、食事等の介護をその主たる内容とする場合
五 当該介護予防訪問介護を提供する訪問介護員等の当該訪問のおおむね二分の一を超えない場合
六 当該介護予防訪問介護が介護予防訪問介護に従事する時間の合計時間をおおむね二分の一を超えない場合

2 基準該当介護予防訪問介護事業者は、前項ただし書の規定により、訪問介護員等にその同居の家族である利用者に対する基準該当介護予防訪問介護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向や当該利用者に係る次条において準用する第四十一条第一項第二号の介護予防訪問介護計画の実施状況等からみて、当該基準該当介護予防訪問介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該訪問介護員等に対し適切な指導を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第四十七条 第一節、第四節（第十六条、第二十一条、第二十三条、第二十八条並びに第三十五条第五項及び第六項を除く。）及び前節の規定は、基準該当介護予防訪問介護の事業について準用する。この場合において、第二十条第一項中「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」に、第二十一条第二項及び第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問介護」に、第二十一条第三項中「前二項」とあるのは「前項」に、第二十六条第三項中「第六条第二項」とあるのは「第四十三条第二項」と読み替えるものとする。

＜後略＞

各介護保険事業者 殿

岡山県保健福祉部長寿社会課長
(公 印 省 略)

介護保険法に基づき条例で規定された指定居宅サービス等及び 指定介護予防サービス等の基準等について

介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十二条第一項第二号、第七十四条第一項及び第二項並びに第七十条第二項第一号の規定による「介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例」（以下「指定居宅サービス等条例」という。）及び法第五十四条第一項第二号、第百十五条の四第一項及び第二項並びに第百十五条の二第二項第一号の規定による「介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例」（以下「指定介護予防サービス等条例」という。）については、平成二十四年十月五日岡山県条例第六十二号及び第六十五号をもって公布され、平成二十五年四月一日から施行されることとなっています。その運用に当たっては、次のことに留意し、適切に対応してください。

記

1 本県独自基準以外の基準についての運用

2に定めるもののほか、「指定居宅サービス等条例」及び「指定介護予防サービス等条例」の運用に当たっては、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成十一年厚生省令第三十七号）及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成十八年厚生労働省令第三十五号）の運用のために発出された「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成十一年九月十七日付け老企第二十五号。以下「基準省令解釈通知」という。）において示されている内容を準用し、これを踏まえて指定居宅サービス等事業者及び指定介護予防サービス等事業者は、適正な事業運営をすること。

2 本県独自基準についての運用

「指定居宅サービス等条例」及び「指定介護予防サービス等条例」において本県独自に盛り込まれた基準等については、県独自に運用上の留意事項を別紙のとおり定めたので、指定居宅サービス等事業者及び指定介護予防サービス等事業者は、別紙の留意事項を十分に確認の上、適正に事業を運営すること。

(別紙)

第一 指定の要件

(指定居宅サービス等条例第四条、指定介護予防サービス等条例第四条)

指定の申請者は法人でなければならない。ただし、次のア及びイは除く。

ア 病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項の病院をいう。以下同じ。）、診療所（同条第二項の診療所をいう。以下同じ。）

又は薬局（薬事法（昭和三十五年法律第四十五号）第二条第十一項の薬局をいう。以下同じ。）が行う場合の次のサービス

- ・居宅療養管理指導
- ・介護予防居宅療養管理指導

イ 病院又は診療所が行う場合の次のサービス

- ・訪問看護
- ・介護予防訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・介護予防訪問リハビリテーション
- ・通所リハビリテーション
- ・介護予防通所リハビリテーション
- ・短期入所療養介護
- ・介護予防短期入所療養介護

第二 介護サービス

1 訪問介護

(1) 内容及び手続の説明及び同意

(指定居宅サービス等条例第九条第一項)

準用する基準省令解釈通知に加え、利用者及び事業者双方の保護の立場から、サービス提供の内容をお互いが十分に認識できていることを確認するためにも、同意を得る方法は、できる限り書面によることが望ましい。

(2) 基本取扱方針に規定する質の評価

(指定居宅サービス等条例第二十三条第二項)

提供されたサービスについて、目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行わなければならない。サービスの質の評価は、自ら行う評価に限らず、第三者評価などの外部の者による評価など、多様な評価方法を広く用い、様々な視点から客観的にサービスの質の評価を行わなければならない。

また、評価の結果を踏まえ、常にサービスの改善を図りながらより良いサービスの提供を行わなければならない。

(3) 具体的取扱方針に規定する成年後見制度の活用

(指定居宅サービス等条例第二十四条第二項)

成年後見制度は、認知症、障害等により判断能力が不十分な状態にある方を法律的な面で保護し、支援するための制度である。

事業者は、適正な契約手続等を行うために成年後見制度の活用が必要と認められる場合（利用者自身では、各種契約、不動産・預貯金等の財産の管理等が困難であり、利用者を法律的に支援する必要がある等）は、地域包括支援センターや市町村担当課等の相談窓口を利用者に紹介する等関係機関と連携し、利用者が成年後見制度を活用することができるように配慮しなければならない。

- (4) 勤務体制の確保等に規定する虐待防止等に係る研修
(指定居宅サービス等条例第三十二条第四項)

従業者の資質向上のために計画的に確保するものとされている研修には、高齢者の尊厳を守り、高齢者及び家族等が共に健やかな生活を送ることができるように高齢者の人権擁護や虐待防止等の内容を含めることを義務付けるものである。

事業者は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）」（以下、「高齢者虐待防止法」という。）の趣旨及び内容を十分に踏まえた研修内容となるようにしなければならない。

- (5) 記録の整備に規定する保存年限
(指定居宅サービス等条例第四十二条第二項)

各サービスごとに掲げられた各種の記録については、完結の日から五年間保存をしなければならないとしたものである。

完結の日とは、利用者との契約の終了日ではなく、それぞれの書類ごとに、その書類を使わなくなった日とする。利用者との契約が継続している間において、当該利用者に関する全ての記録を保存することを求めるものではない。

事業者においては、保存業務の煩雑さを避ける観点から、それぞれの記録の所属する年度（目標期間が設けられているものについては、その期間の満了日の所属する年度）の終了後、五年間保存する等、適正な運用を図るものとする。

なお、他の法令等により、五年間以上の保管期間が義務付けられているものについては、それぞれの規定に従う必要がある。

基準省令解釈通知第三の一の3(9)②、(13)④、(23)②及び(25)の「二年間」は、指定居宅サービス等条例の規定に従い、「五年間」とする。

- (6) 基準該当訪問介護
(指定居宅サービス等条例第四十七号)

準用の規定により、(1) から (5) までを参照すること。

~~~~~ (中略) ~~~~~

### 第三 介護予防サービス

#### 1 介護予防訪問介護

- (1) 内容及び手続の説明及び同意

(指定介護予防サービス等条例第九条第一項)

準用する基準省令解釈通知に加え、利用者及び事業者双方の保護の立場から、サービス提供の内容をお互いが十分に認識できていることを確認するためにも、同意を得る方法は、できる限り書面によることが望ましい。

- (2) 勤務体制の確保等に規定する虐待防止等に係る研修  
(指定介護予防サービス等条例第二十九条第四項)

従業者の資質向上のために計画的に確保するものとされている研修には、高齢者の尊厳を守り、高齢者及び家族等が共に健やかな生活を送ることができるように高齢者の人権擁護や虐待防止等の内容を含めることを義務付けるものである。



事業者は、「高齢者虐待防止法」の趣旨及び内容を十分に踏まえた研修内容となるようにしなければならない。

(3) 記録の整備に規定する保存年限

(指定介護予防サービス等条例第三十九条第二項)

各サービスごとに掲げられた各種の記録については、完結の日から五年間保存をしなければならないとしたものである。

完結の日とは、利用者との契約の終了日ではなく、それぞれの書類ごとに、その書類を使わなくなった日とする。利用者との契約が継続している間において、当該利用者に関する全ての記録を保存することを求めるものではない。

事業者においては、保存業務の煩雑さを避ける観点から、それぞれの記録の所属する年度（目標期間が設けられているものについては、その期間の満了日の所属する年度）の終了後、五年間保存する等、適正な運用を図るものとする。

なお、他の法令等により、五年間以上の保管期間が義務付けられているものについては、それぞれの規定に従う必要がある。

基準省令解釈通知第四の三の1(2)③の「二年間」は、指定介護予防サービス等条例の規定に従い、「五年間」とする。

(4) 基本取扱方針に規定する質の評価

(指定介護予防サービス等条例第四十条第二項)

提供されたサービスについて、目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行わなければならない。サービスの質の評価は、自ら行う評価に限らず、第三者評価などの外部の者による評価など、多様な評価方法を広く用い、様々な視点から客観的にサービスの質の評価を行わなければならない。

また、評価の結果を踏まえ、常にサービスの改善を図りながらより良いサービスの提供を行わなければならない。

(5) 具体的取扱方針に規定する成年後見制度の活用

(指定介護予防サービス等条例第四十一条第二項)

成年後見制度は、認知症、障害等により判断能力が不十分な状態にある方を法律的な面で保護し、支援するための制度である。

事業者は、適正な契約手続等を行うために成年後見制度の活用が必要と認められる場合（利用者自身では、各種契約、不動産・預貯金等の財産の管理等が困難であり、利用者を法律的に支援する必要がある等）は、地域包括支援センターや市町村担当課等の相談窓口を利用者に紹介する等関係機関と連携し、利用者が成年後見制度を活用することができるように配慮しなければならない。

(6) 基準該当介護予防訪問介護

(指定介護予防サービス等条例第四十七号)

準用の規定により、(1)から(5)までを参照すること。

~~~~~ (後略) ~~~~~

| 確認事項 | 通 | 否 | 【詳細欄の欄外】 業種・業種別 【赤P.27、P.968】 |
|--|---|---|---|
| <p>第1 基本方針</p> <p>【訪問介護】→ 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（以下、居宅条例）第5条 * 訪問介護の事業運営の方針は、「要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。」という基本方針に沿ったものとなっているか。</p> <p>【介護予防訪問介護】→ 介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例（以下、予防条例）第5条 * 介護予防訪問介護の事業運営の方針は、「その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行う。」という基本方針に沿ったものとなっているか。</p> <p>* 運営規程、重要事項説明書、パンフレット、その他利用者に説明する文書は、法令、規則等に反した内容となっていないか。</p> | 通 | 否 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 運営規程 ・ 運営規程 ・ パンフレット等 |
| <p>第2 人員に関する基準</p> <p>指定訪問介護事業者と介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、介護予防訪問介護従業者の員数を満たすことをもって、従業者の員数を満たしていることとみなすことができる。</p> | 通 | 否 | <ul style="list-style-type: none"> 【赤P23・(1) 職制別】 【緑P220 Q1】 【P25.1.25長寿第1931号】 ・ 労働者名簿 ・ 雇用契約書等 ・ 資格証、職員履歴書 ・ 出勤簿（シフト） ・ 勤務表 ・ 賃金台帳 ・ 給与支払報告書控え ・ サービス提供票 |
| <p>1 訪問介護員等の員数 → 居宅条例第6条 予防条例第6条 * 算出換算方法で、2.5人以上配置しているか。 （利用者数にかかわらず、常に遵守する必要がある。）</p> <p>① 資格＝介護福祉士 実務者研修修了者 初任者研修修了者 介護職員基礎研修課程修了者 訪問介護員1級課程修了者 訪問介護員2級課程修了者</p> <p>※～ルバー資格と見なされるもの ・ 保健師、看護師、准看護師＝1級課程修了者と見なす ・ 家庭奉仕員講習会修了者＝1級課程修了者と見なす</p> <p>* 登録訪問介護員等の扱い ① 勤務表の勤務時間と実態が乖離していないか。</p> | 通 | 否 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 労働者名簿 ・ 雇用契約書等 ・ 勤務表 ・ 出勤簿（シフト） ・ 健康保険、雇用保険資格取得事業者控え |
| <p>2 サービス提供責任者 → 居宅条例第6条 予防条例第6条 (1) 常勤の訪問介護員等のうち、利用者の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としているか。 ① 常勤の訪問介護員等であるか。 ただし、1人を超えるサービス提供責任者を配置しなければならぬ事業所については、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる。</p> | 通 | 否 | |

平成25年度

自己点検シート

(人員・設備・運営編)

(平成25年4月版)

(訪問介護・介護予防訪問介護)

事業所番号： 33

事業所名：

点検年月日：平成 年 月 日()

点検担当者：

| 確認事項 | 通 | 否 | 〔介護報酬の算定〕参照・配属欄 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---------------------------------------|---------------------------------------|--------------------------------------|-------|---|---|-----------|---|---|------------|---|---|-------------|---|---|-------------|---|---|-------------|---|---|-------------|---|---|-------------|---|---|-------------|---|---|-------------|----|---|---|---|--|
| <p>②専ら訪問介護の職務に従事する者であるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一事業所の管理者との兼務は可 ・同一敷地内にある定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は夜間対応型訪問介護事業所の職務との兼務は可 <p>③資格＝介護福祉士 実務者研修修了者 介護職員基礎研修課程修了者 訪問介護員1級課程修了者 訪問介護員2級課程修了者であって、3年以上介護等の業務に従事したものであり、かつ、介護等の業務に従事した期間が540日以上(の者)</p> <p>(2) サービス提供責任者の配置数(常勤の訪問介護員等のうち、利用者の数が40又はその端数を増す毎に1人以上)について、利用者の数の取扱いは適切か。</p> <p>※利用者の数とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の数は前3月の平均利用者数とする。 ・新規指定の場合の利用者数は、推定数とする。 ・通院等乗降介助の利用者数は、0.1人とする。 <p>(3) 常勤のサービス提供責任者の配置は基準を上回っているか。 また、利用者の数が40を超える事業所は、所定の範囲で常勤換算方法によることができるが、常勤のサービス提供責任者及び非常勤のサービス提供責任者の配置は適切か。(下表参照)</p> <table border="1" data-bbox="766 1523 1101 2105"> <thead> <tr> <th>利用者の数 (前3月の平均利用者数)</th> <th>常勤換算方法を採用しない事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者数(7)</th> <th>常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者数(7)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>40人以下</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>40人超80人以下</td><td>2</td><td>1</td></tr> <tr><td>80人超120人以下</td><td>3</td><td>2</td></tr> <tr><td>120人超160人以下</td><td>4</td><td>3</td></tr> <tr><td>160人超200人以下</td><td>5</td><td>4</td></tr> <tr><td>200人超240人以下</td><td>6</td><td>4</td></tr> <tr><td>240人超280人以下</td><td>7</td><td>5</td></tr> <tr><td>280人超320人以下</td><td>8</td><td>6</td></tr> <tr><td>320人超360人以下</td><td>9</td><td>6</td></tr> <tr><td>360人超400人以下</td><td>10</td><td>7</td></tr> </tbody> </table> <p>i) 常勤換算方法を採用しない事業所：利用者数に応じ(7)の員数 ii) 常勤換算方法を採用する事業所： ①前3ヶ月の平均利用者数を40で除した数(小数1位以下は数) ②常勤のサービス提供責任者：利用者数に応じ(7)の員数 ③非常勤のサービス提供責任者：①-②の員数を常勤換算方法により配置</p> <p>(4) サービス提供責任者が1人配置(利用者の数が40人以下)の事業所について、非常勤のサービス提供責任者のみの配置となっていないか。</p> <p>(5) 非常勤のサービス提供責任者の勤務時間は、当該事業所において定められている常勤の訪問介護員が勤務すべき時間数(時間)の二分の一以上に達しているか。</p> | 利用者の数 (前3月の平均利用者数) | 常勤換算方法を採用しない事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者数(7) | 常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者数(7) | 40人以下 | 1 | 1 | 40人超80人以下 | 2 | 1 | 80人超120人以下 | 3 | 2 | 120人超160人以下 | 4 | 3 | 160人超200人以下 | 5 | 4 | 200人超240人以下 | 6 | 4 | 240人超280人以下 | 7 | 5 | 280人超320人以下 | 8 | 6 | 320人超360人以下 | 9 | 6 | 360人超400人以下 | 10 | 7 | 通 | 否 | <p>【赤P24・(3)常勤】 【赤P24・(4)専ら】 【青P192vol.1,2問1】</p> <p>【赤P28～P31】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働者名簿、勤務表 ・資格証、職員履歴書 ・出勤簿(シフト) ・健康保険、雇用保険資格取得事業者控え ・組織図 ・賃金台帳 ・就業規則 <p>【赤P53 別表一】</p> <p>【緑P235 Q1, Q2】</p> |
| 利用者の数 (前3月の平均利用者数) | 常勤換算方法を採用しない事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者数(7) | 常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者数(7) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 40人以下 | 1 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 40人超80人以下 | 2 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 80人超120人以下 | 3 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 120人超160人以下 | 4 | 3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 160人超200人以下 | 5 | 4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 200人超240人以下 | 6 | 4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 240人超280人以下 | 7 | 5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 280人超320人以下 | 8 | 6 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 320人超360人以下 | 9 | 6 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 360人超400人以下 | 10 | 7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 確認事項 | 通 | 否 | 〔介護報酬の算定〕参照・配属欄 |
|--|---|---|---|
| <p>(6) 障害者総合支援法における居宅介護等(居宅介護、同行援護、行動援護又は重度訪問介護)を一体的に行っている場合、サービス提供責任者の員数は次のいずれかを満たしているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①訪問介護等と居宅介護等の(重度訪問介護については利用者数が10人以下の場合に限る)の利用者数の合計40人ごとに1人以上。 ②訪問介護等と居宅介護等のそれぞれの基礎により必要とされる員数の合計数以上。 <p>・居宅介護等に係る指定以降も、訪問介護等の事業のみで判断したときに、訪問介護等に係る基準を満たしていることが必要。</p> | 通 | 否 | <p>【青P193 Vol.1,2 問2】 【緑P235 Q1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織図 ・職員名簿、勤務表 ・出勤簿(シフト) ・健康保険、雇用保険資格取得事業者控え ・就業規則 <p>【赤P24・(3)常勤】 【赤P24・(4)専ら】</p> <p>【赤P32、P970】</p> |
| <p>3 管理者 → 居宅条例第7条 予防条例第7条</p> <p>* 専らその職務に従事する常勤の管理者か。</p> <p>ただし、管理上支障がない場合は、①又は②との兼務可。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①当該事業所のその他の職務(訪問介護従業者) ②同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務＝管理業務とする。兼務する職務が当該事業所の管理業務と同時並行的に行えない場合は不可。 <p>※兼務不可の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ＝訪問介護管理者と通所介護介護職員(専従) ＝訪問介護管理者と通所施設看護職員(専従) ＝他の法令で「専任」を求められている職 | 通 | 否 | |
| <p>第3 設備に関する基準 → 居宅条例第8条 予防条例第8条</p> <p>* 指定訪問介護事業者が介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、介護予防訪問介護の設備に関する基準を満たすことをもって、設備基準を満たしていることとみなすことができる。</p> <p>(1) 専用の(若しくは、間仕切り又は特定された)区画があるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下の適切なスペースが確保されているか。 <ul style="list-style-type: none"> ①事務室(他の事業と同一の事務室であっても可)又は区画 ②利用申込の受付・相談等に対応するのに適切なスペース <p>(2) 手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備があるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①手指洗浄設備 ②消毒液 | 通 | 否 | <ul style="list-style-type: none"> ・平面図 ・設備、備品台帳 |
| <p>第4 運営に関する基準</p> <p>I 内容及び手続の説明及び同意 → 居宅条例第9条 予防条例第9条</p> <p>(1) あらかじめ、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該同意は書面によって確認されているか。 ・重要事項を記した文書は分かりやすく、不適切な事項や記載漏れはないか。 <p>※重要事項最低必要項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ①運営規程の概要 ②従業者の勤務体制 ③事故発生時の対応 ④苦情処理の体制【関連30(1)】 | 通 | 否 | <p>【赤P33～、P970～】</p> <p>→【県解釈通知 第二一(一) 第三一(一)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要事項説明書 ・同意に関する書類 ・利用申込書 ・運営規程 ・勤務表 |

| 確認事項 | 適 | 否 | 【介護報酬の算定・算出・記録簿】 |
|---|---|---|---------------------------|
| <p>2 提供拒否の禁止 → 居宅条例第10条 予防条例第10条</p> <p>* 正当な理由なくサービスを提供を拒んでいないか。 ※正当な理由の例</p> <p>①事業所の現員からは利用申込に応じきれない。 ②利用申込者の居住地が通常の事業の実施地域外である。 ③適切な訪問介護を提供することが困難である。</p> <p>* 要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。</p> <p>* 利用者が特定のサービス行為以外の訪問介護サービスの利用を希望することを理由にサービスの提供を拒否していないか。</p> | 適 | 否 | 【緑P236 Q2】 【緑P242 Q16】 |
| <p>3 サービス提供困難時の対応 → 居宅条例第11条 予防条例第11条</p> <p>* 居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の事業者等の紹介を行っているか。</p> | 適 | 否 | |
| <p>4 受給資格等の確認 → 居宅条例第12条 予防条例第12条</p> <p>(1) サービス提供を求められた場合、以下の要件を被保険者証によって確認しているか。</p> <p>①被保険者資格 ②要介護認定等の有無 ③要介護認定等の有効期間</p> <p>・ 確認した後は、利用者へ被保険者証を返却しているか。 (サービス事業者が被保険者証を取り込んでいないか。)</p> <p>(2) 認定審査会意見が記載されている場合は、当該意見に配慮したサービスを提供するよう努めているか。</p> | 適 | 否 | ・ 利用者に関する記録 (フェイスシート等) |
| <p>5 要介護認定等の申請に係る援助</p> <p>→ 居宅条例第13条 予防条例第13条</p> <p>(1) 要介護認定を受けしていない場合は、説明を行い、必要な援助を行っているか。</p> <p>※必要な援助＝既に申請が行われているかどうか確認し、申請をしていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて、申請を促すこと。</p> <p>[居宅介護支援が利用者に対し行われていないケースがあった場合] (2) 更新の申請は、有効期間の終了する60日前から、遅くとも30日前にはなされるよう必要に応じて援助を行っているか。</p> | 適 | 否 | |
| <p>6 心身の状況等の把握 → 居宅条例第14条 予防条例第14条</p> <p>* サービス担当者会議等(本人や家族との面談)を通じて、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の福祉サービス等の利用状況の把握に努めているか。</p> | 適 | 否 | ・ サービス担当者会議 の要点的記録 |
| <p>7 居宅介護支援事業者等との連携</p> <p>→ 居宅条例第15条 予防条例第15条</p> <p>(1) サービスの提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他サービス提供者との連携を図っているか。</p> <p>(2) サービスの提供の終了に際して、利用者又はその家族に対して適切な指導を行い、居宅介護支援事業者その他サービス提供者との連携を図っているか。</p> | 適 | 否 | ・ 情報提供の記録 ・ 指導の記録 |

| 確認事項 | 適 | 否 | 【介護報酬の算定・算出・記録簿】 |
|--|------------------|------------------|--|
| <p>8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助</p> <p>→ 居宅条例第16条 予防条例第16条</p> <p>[法定代理受領サービスを受けていないケースがあった場合]</p> <p>* 法定代理受領サービスを受ける要件の説明を行っているか。 ※受けるための要件</p> <p>①居宅介護支援事業者に居宅サービス計画の作成を依頼すること。 ②それを居宅サービス計画に基づき居宅サービスを受けること。</p> | 適 | 否 | ・ 居宅サービス計画 ・ 訪問介護計画 |
| <p>9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供</p> <p>→ 居宅条例第17条 予防条例第17条</p> <p>* 居宅サービス計画に沿った訪問介護を提供しているか。</p> | 適 | 否 | |
| <p>10 居宅サービス計画等の変更の援助</p> <p>→ 居宅条例第18条 予防条例第18条</p> <p>[居宅サービス計画の変更を希望する場合]</p> <p>* 居宅介護支援事業者への連絡を行っているか。 * 法定代理受領サービスとして提供するためには、支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明を行っているか。</p> | 適 適 | 否 否 | ・ 業務マニュアル ・ 研修マニュアル |
| <p>11 身分を証明する書類の携行 → 居宅条例第19条 予防条例第19条</p> <p>* 身分を明らかにする書類(証書や名札等)を携行しているか。</p> <p>・ 証書等に、事業所の名称、従業員の氏名は記載されているか。 (従業員の職能の記載、写真の貼付もあつて望ましい。)</p> <p>・ 初回訪問時及び利用者又はその家族から提示を求められたときは提示するよう従業員を指導しているか。</p> | 適 適 適 | 否 否 否 | ・ 訪問介護記録 ・ サービス提供票 |
| <p>12 サービス提供の記録 → 居宅条例第20条 予防条例第20条</p> <p>(1) 提供日、提供した具体的なサービスの内容等を記録しているか。 (2) 利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に提供しているか。</p> | 適 適 | 否 否 | |
| <p>13 利用料等の受領 → 居宅条例第21条 予防条例第21条</p> <p>[法定代理受領サービスに該当する場合]</p> <p>(1) 1割相当額の支払いを受けているか。 [法定代理受領サービスに該当しない場合] (2) 1割相当額の支払いを受けているか。</p> <p>・ 基準額との間に不合理な差額が生じていないか。 [介護保険給付対象外のサービスについて] (3) 訪問介護のサービスと明確に区分されるサービスを実施している場合、料金設定等の方法を適当に行っているか。</p> <p>1) 利用者、当該事業が訪問介護とは別事業であり、介護保険給付の対象とならないことを説明し、理解を得ている。 2) 当該事業の目的、運営方針、利用料等が訪問介護事業所の運営規程とは別に定められている。 3) 会計が訪問介護の事業の会計と区分されている。</p> | 適 適 適 適 | 否 否 否 否 | ・ 領収証控 ・ 介護給付費請求書 及び明細書 【赤P39・3、②】 【赤P39・3、③】 ・ 運営規程 ・ 領収証控 ・ 利用者に関する記録 |

| 訪問介護 | 確認事項 | 通過 | 否 | 〔介護報酬の算定・算出・記録〕 |
|---|--|--|---|-----------------|
| (5) (4)の支払いを受ける場合には、その内容及び費用についてあらかじめ利用者又はその家族に対して説明を行い、同意を得ているか。 (6) 利用料等の支払いを受けた都度、領収証を交付しているか。 (7) 領収証については、保険給付に係る1割負担部分と保険給付対象外のサービス部分（個別の費用ごとに明記したもの）に分けて記載しているか。 * 課税の対象外に消費税を賦課していないか。 （上記（4）については課税となる） | 適 | 否 | 【赤P39・4、④】 ・同意に関する記録 ・介護保険法 § 41⑧ 施行規則 § 65 【緑P237 Q3】 | |
| 14 保険給付のための証明書の交付 → 居宅条例第22条 予防条例第22条 〔法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合〕 * サービスの内容、費用の額等を記したサービス提供証明書を交付しているか。 | 適 | 否 | | |
| 15 訪問介護の基本取扱方針 → 居宅条例第23条 予防条例第40条 (1) 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう（介護予防に資するよう）、その目標を設定し、計画的に行われているか。 (2) 利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目指すとしたサービス提供となっているか。（予防） (3) 提供する訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 * 目標達成の度合いや利用者及び家族の満足度等について常に評価を行っているか。 * 必要に応じ訪問介護計画の修正を行うなど、改善を図っているか。 * 自ら行う評価に限らず、外部の者による評価（利用者アンケート等を含む）など、多様な評価方法を用いること。 | 適 適 適 適 適 適 | 否 否 否 否 否 否 | ・利用者に関する記録 ・訪問介護計画書 →【果解説通知 第二-1-(2) 第三-1-(4)】 ・評価を実施した記録 | |
| 16 訪問介護の具体的な取扱い方針 → 居宅条例第24条 予防条例第41条 (1) 訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行っているか。 (2) 利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。 (3) 介護技術の進歩に対応した適切なサービスを提供しているか。 * 常に新しい技術を習得するために研修を行っているか。 (4) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者・家族に対し、適切な相談・助言を行っているか。 (5) 認知症、障害等により判断能力が不十分な利用者に対し、適正な契約手続等を行うために成年後見制度の活用が必要と認められる場合は、地域包括支援センターや市町村担当課等の相談窓口を利用者又は家族に紹介する等関係機関と連携し、利用者が成年後見制度を、活用することができるように支援に努めているか。 | 適 適 適 適 適 適 | 否 否 否 否 否 否 | ・訪問介護計画書 ・重要事項説明書 ・パンフレット等 ・研修参加状況等がわかる書類 ・利用者に関する記録 ・相談・助言の記録 →【果解説通知 第二-1-(3) 第三-1-(5)】 | |
| 17 訪問介護計画の作成 → 居宅条例第25条 予防条例第41、42条 (1) サービス提供責任者が、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画を作成しているか。 * 計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、解決すべき問題状況を明らかにしているか。 * アセスメントに基づき、援助の方向性や目標を明確にしているか。 * 訪問介護計画書には、担当する訪問介護員の氏名、サービスの具体的な内容、所要時間、日程等が記載されているか。 * サービス内容等への利用者の意向の反映の機会があるか。 (2) 既に居宅サービス計画が作成されている場合は、その計画の内容に沿って訪問介護計画を作成しているか。 * 訪問介護計画の作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、訪問介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更しているか。 (3) 訪問介護計画の（目標及び）内容等について、利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。 * その実施状況や評価について説明を行っているか。 (4) 訪問介護計画を利用者に交付しているか。 (5) 訪問介護計画の作成後、その計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行っているか。 (6) 訪問介護計画の変更を行う際も、(1)から(4)に準じて取り扱っているか。 * サービス提供責任者は、他の訪問介護員等の行うサービスが訪問介護計画に沿って実施されているかについて把握しているか。 * 助言、指導等必要な管理を行っているか。 | 適 適 適 適 適 適 適 適 適 適 適 適 | 否 否 否 否 否 否 否 否 否 否 否 否 | ・利用者に関する記録 （アセスメント） ・訪問介護計画書 ・居宅サービス計画書 ・訪問介護計画書 ・同意に関する記録 ・訪問介護計画書 | |
| 18 同居家族に対するサービス提供の禁止 → 居宅条例第26条 予防条例第23条 * 訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する訪問介護の提供をさせていないか。 * 同居していない家族、同居している家族以外の者については、明確な禁止規定はないが、同居家族によるサービス提供と同様、介護報酬の算定対象となるサービスと家族等が行う介護を区分することが困難である、報酬の対象とならない内容のサービスが提供されるおそれがあることなど、不適切な報酬算定につながりやすいと考えられるため適切ではない。 | 適 | 否 | ・職員履歴書 ・利用者に関する記録 ・訪問介護実施記録 【H24年度訪問介護集 団指導資料P18】 | |
| 19 利用者に関する市町村への通知 → 居宅条例第27条 予防条例第24条 * 訪問介護を受けている利用者が、次に該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ① 正当な理由なしに訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させた認められる。 ② 偽りその他の不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとした。 | 適 | 否 | ・市町村に送付した通知に係る記録 | |
| 20 緊急時等の対応 → 居宅条例第28条 予防条例第25条 * サービス提供時、利用者に病状の急変が生じた場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を、事業所において講じているか。 | 適 | 否 | ・運営規程 ・緊急時対応マニュアル | |

| 確認事項 | 通過 | 否 | 〔介護報酬の算定〕 記録簿 |
|--|----|---|--|
| <p>21 管理者及びサービス提供責任者の責務 → 居宅条例第29条 予防条例第26条 (1) 管理者は、従業員の管理及び業務の管理を一元的に行っているか。 (2) 管理者は、従業員に「運営に関する基準」を遵守させるための指揮命令を行っているか。 ・ 管理者は、従業員が利用者から多額の現金や預金通帳等を預かることがないよう指導しているか。 (3) サービス提供責任者は、次の業務を行っているか。 ①訪問介護の利用の申込みに係る調整を行っているか。 ②利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握しているか。 ③サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者等と連携が図られているか。 ④訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報の伝達が行われているか。 ⑤訪問介護員等の業務の実施状況を把握しているか。 ⑥訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施しているか。 ⑦訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施しているか。 ⑧その他サービス内容について必要な業務管理を実施しているか。 (4) 複数のサービス提供責任者を配置している場合、業務分担等を通じに行っているか。</p> | 適 | 否 | <ul style="list-style-type: none"> 組織図 業務日誌等 利用申込み調整に関する記録 利用者に関する記録 サービス担当者会議の要点の記録 留意事項伝達書 訪問介護実施記録 職場内研修の記録 運営規程 重要事項説明書 介護給付費請求書及び明細書 サービス提供票 就業規則 勤務計画 勤務表 |
| <p>22 運営規程 → 居宅条例第30条 予防条例第27条 * 運営規程に次の①～⑦が記載されているか。 ①事業の目的及び運営の方針 ・ 介護予防サービスを実施している場合は、介護予防サービスについて目的及び運営の方針が規定されているか。 ②従業員の職種、員数及び職務の内容 ③営業日及び営業時間 ④訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑤通常の事業の実施地域 ⑥緊急時等における対応方法 ⑦その他運営に関する重要事項 * 運営規程は、実際に行っているサービスの内容と合致しているか。</p> | 適 | 否 | <ul style="list-style-type: none"> 運営規程 重要事項説明書 |
| <p>23 介護等の総合的な提供 → 居宅条例第31条 予防条例第28条 * 訪問介護の事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、介護のうち特定の援助に偏することがないか。 * 通院等乗降介助を行う訪問介護事業者についても、身体介護又は生活援助を総合的に提供しているか。</p> | 適 | 否 | <ul style="list-style-type: none"> 就業規則 勤務計画 勤務表 |
| <p>24 勤務体制の確保等 → 居宅条例第32条 予防条例第29条 (1) 適切なサービスを提供できるよう、従業員の勤務の体制を定めているか。(勤務計画が作成されているか。) ・ 原則として月ごとの勤務表を作成し、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にしているか。</p> | 適 | 否 | <ul style="list-style-type: none"> 就業規則 勤務計画 勤務表 |

| 確認事項 | 通過 | 否 | 〔介護報酬の算定〕 記録簿 |
|--|----|---|---|
| <p>(2) 当該事業所の従業者（雇用契約、労働者派遣法に規定する労働者派遣契約等）によって、管理者の指揮命令下にある訪問介護員等）によってサービスの提供が行われているか。 ・ 社会福祉士及び介護福祉士法に基づく口腔内の喀痰吸引その他の業を行う訪問介護員等は、派遣労働者であってはならない。 (3) 従業員の資質の向上のため、(事業所内)研修等を実施しているか。研修機関が実施する各種研修への参加の機会を確保しているか。 (4) (3)の研修には高齢者の人権擁護や虐待防止等、「<u>高齢者虐待防止法</u>」の趣旨及び内容を踏まえた内容を含めること。</p> | 適 | 否 | <ul style="list-style-type: none"> 雇用契約書 労働者派遣契約書 訪問介護実施記録 研修計画 研修会資料 <p>→【解説】通知 第二一(4) 第三一(2)】</p> |
| <p>25 衛生管理等 → 居宅条例第33条 予防条例第30条 (1) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、管理を行っているか。 ・ 感染を予防するための設備・備品等を備えているか。(手指洗浄設備、使い捨て手袋等) (2) 設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。(設備の清掃、消毒、備品等の保管方法、保管状態)</p> | 適 | 否 | <ul style="list-style-type: none"> 健康診断の記録 衛生マニュアル 支出関係証拠書類 |
| <p>26 掲示 → 居宅条例第34条 予防条例第31条 * 重要事項を見やすい場所に掲示しているか。 * 掲示事項はすべて掲示されているか。 ①運営規程の概要 ②従業者の勤務の体制 ③苦情に対する措置の概要 ④利用料及びその他費用の額 * 掲示事項の内容、実際に行っているサービス内容、届け出ている内容が一致しているか。</p> | 適 | 否 | <ul style="list-style-type: none"> 重要事項説明書 運営規程 |
| <p>27 秘密保持等 → 居宅条例第35条 予防条例第32条 (1) 業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持のため、必要な措置を講じているか。 ・ 利用者の個人情報記録の保管方法は適切か。 (2) 従業者が退職した後においても、必要な措置を講じているか。(例えば、従業員の雇用時等に取決めなどの措置を行っているか。) (3) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。</p> | 適 | 否 | <ul style="list-style-type: none"> 就業規則 (職務) 個人情報情報の保管場所 従業員の雇用時等の取決め 個人情報情報の同意書 (利用者、家族) |
| <p>28 広告 → 居宅条例第36条 予防条例第33条 * 虚偽又は誇大な内容の広告となっていないか。 * 広告の内容が、事業所の概要や運営規程と異なる点はないか。(一部のサービスのみのみ行うよう広告となっていないか。)</p> | 適 | 否 | <ul style="list-style-type: none"> パンフレット ポスター 広告 |
| <p>29 居宅介護(介護予防)支援事業者に対する利益供与の禁止 → 居宅条例第37条 予防条例第34条 * 居宅介護(介護予防)支援事業者又はその従業者に対し、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> | 適 | 否 | |

| 確認事項 | 項目 | 確認 | 否 | 通 | 是 | 備考 |
|--|----|----|---|---|--|----|
| 30 苦情処理 → 居宅条例第38条 予防条例第35条 (1) 苦情を受け付けるための窓口があるか。 ・ 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等が定められているか。 ・ 苦情に対する措置の概要について重要事項説明書に記載することにも事業所に掲示しているか。 (2) 苦情を受け付けた場合には、苦情の内容等を記録しているか。 ・ 苦情に対して速やかに対応しているか。 ・ 苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。 (3) 市町村が行う調査に協力し、指導又は助言を受けた場合に必要ない改善を行っているか。 (4) 市町村からの求めがあった場合には、(3)の改善内容を市町村に報告しているか。 (5) 国保連が行う調査に協力し、指導又は助言を受けた場合に必要ない改善を行っているか。 (6) 国保連からの求めがあった場合には、(5)の改善内容を国保連に報告しているか。 | 否 | 否 | 否 | 否 | ・ 苦情を処理するために講ずる措置の概要 ・ 重要事項説明書 ・ 掲示 ・ 苦情記録 | |
| 31 地域との連携 → 居宅条例第39条 予防条例第36条 (1) 利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業（介護相談員派遣事業）を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めているか。 (2) 市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業にも協力するよう努めているか。 | 否 | 否 | 否 | 否 | | |
| 32 事故発生時の対応 → 居宅条例第40条 予防条例第37条 (1) 事故発生時の市町村、家族、居宅介護支援事業者等に対して連絡体制が整えられているか。 ・ 事故発生時の対応方法が定められているか。 ・ 損害賠償保険に加入しているか。（又は賠償能力を有するか。） (2) 事故の状況及び事故に際して採った処置を記録しているか。 ・ 県の指針に基づき、市町村に加え県（所管県民局）へ報告しているか。 ・ 事故が生じた際には、その原因を解明し、再発防止策を講じているか。 (3) 賠償すべき事故が生じた場合、速やかに損害賠償を行っているか。 | 否 | 否 | 否 | 否 | ・ 連絡体制図 ・ フェイスシート ・ 対応マニュアル ・ 保険証書 ・ 事故記録 | |
| 33 会計の区分 → 居宅条例第41条 予防条例第38条 * 事業所ごとの経理を区分しているか。 (訪問介護事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。) | 否 | 否 | 否 | 否 | ・ 会計関係書類 | |
| 34 記録の整備 → 居宅条例第42条 予防条例第39条 (1) 従業者、設備、備品、会計に関する諸記録を根拠法令（労働法令、税法、会社法等）等に基づき整備しているか。 (2) 利用者に対する訪問介護の提供に関する次の記録を整備し、 <u>その完了の日から5年間保存</u> しているか。 ①訪問介護計画 ②提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③市町村への通知に係る記録 ④苦情の内容等の記録 ⑤事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | 否 | 否 | 否 | 否 | ・ 従業者に関する書類 ・ 設備、備品台帳 ・ 会計関係書類 →【県解款通知 第二-1-(5) 第三-1-(3)】 ・ 訪問介護計画 ・ 実施記録 ・ 苦情記録 ・ 事故記録 | |

| 確認事項 | 項目 | 確認 | 否 | 通 | 是 | 備考 |
|---|------------------|----|---|---|--|----|
| 第5 変更の届出等 * 変更の届出が必要な事項については、適切に届け出られているか。 ・ 事業所の専用区画は届け出ている区画と一致しているか。 ・ 管理者は届け出ている者と一致しているか。 ・ サービス提供責任者は届け出ている者と一致しているか。 ・ 運営規程は届け出ているものと一致しているか。 ・ 変更の届出は変更後1.0月以内に行っているか。 | 第5 変更の届出等 | 否 | 否 | 否 | 介護保険法第75条 同法施行規則第131条 ・ 届出書類の控 ・ 平面図 ・ 従業者の勤務一覧表 ・ 運営規程 | |
| 第6 介護給付費の算定及び取扱い 【基本的事項】 (1) 所定単位数（割引の届出があればその額）により算定されているか。 (2) 「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、報酬告示別表に定める単位数を乗じて算定されているか。 (事業所所在地が岡山市以外＝その他地域、1単位＝1.0円) ※参考（岡山市内＝6級地、1単位＝1.0.2.1円） (3) 1円未満の端数を切り捨てているか。 * 【基本単位及び加算については、介護報酬編により自己点検】 | 第6 介護給付費の算定及び取扱い | 否 | 否 | 否 | 介護給付費請求書 及び明細書 【青P154】 | |
| 第7 業務管理体制の整備等 (1) 業務管理体制届出書を提出しているか。 (2) 届出先や届出事項等に変更が生じた場合、速やかに必要な届出を行っているか。 (3) 法令遵守責任者名等、届出の内容が従業者に周知されているか。 | 第7 業務管理体制の整備等 | 否 | 否 | 否 | 介護保険法第115条の32 【赤P1279～】 | |
| 第8 介護サービス情報の公表 (1) 当該年度の報告依頼通知があったとき、介護サービス情報公表システムの入力を行っているか。 (2) 当該年度に修正があった場合入力を行っているか。 (3) 公表内容は、サービス提供の実態と乖離していないか | 第8 介護サービス情報の公表 | 否 | 否 | 否 | 介護保険法第115条の35 【緑P1093～】 | |

平成25年度 自己点検シート

(介護報酬編)
(平成25年4月版)

(訪問介護・介護予防訪問介護)

事業所番号： 33
 事業所名：
 点検年月日： 平成 年 月 日()
 点検担当者：

101 訪問介護費・401介護予防訪問介護費

| 届出状況 | 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | 確認書類 | 介護報酬の解釈の頁 | |
|--|--------------------------------------|---|-----------------------------------|------------------------------------|-----------------------------|----------------------|
| | | | | | 介護 | 介護予防 |
| | 訪問介護員等の資格 (介護・介護予防) | 介護福祉士 実務者研修を修了した者 介護職員基礎研修課程を修了した者 1級課程の研修を修了した者 2級課程の研修を修了した者 家庭奉仕員(みなし1級) 保健師、看護師、准看護師(みなし1級) | <input type="checkbox"/> いずれか満たす | 出勤簿、勤務表、資格証 | 赤P27 第5条 | 赤P968 第5条 |
| | 所要時間の取扱い | 実際に行われた時間ではなく、訪問介護計画に位置付けられた内容の訪問介護を行うのに要する標準的な時間とする | <input type="checkbox"/> 満たす | 訪問介護計画、サービス提供票 | 青P168注1 青P169 第2の2(4) | 緑P245 Q21、Q23、Q24 |
| | | 所要時間は、介護支援専門員やサービス提供責任者が行う適切なアセスメント及びマネジメントにより、利用者の意向や状態像に従い設定。 | <input type="checkbox"/> 満たす | 利用者に関する記録(アセスメント等)、サービス担当者会議の要点の記録 | | |
| | | 訪問介護計画の作成時には硬直的な運営にならないよう十分留意し、利用者にとって真に必要なサービスが必要に応じて提供されるよう配慮。 | <input type="checkbox"/> 満たす | 居宅サービス計画、実施記録 | 緑P237 Q4、Q5 | |
| | 1日に複数回の算定 | 算定する時間の間隔が概ね2時間以上 | <input type="checkbox"/> 満たす | 訪問介護計画、サービス提供票 | 緑P21 Q2～Q4 | |
| 概ね2時間未満の間隔で訪問介護を実施した場合には、それぞれの所要時間を合算して算定 ※「20分未満の身体介護中心型」、「緊急時訪問介護加算を算定する場合」及び「通院等乗降介助」を除く | | <input type="checkbox"/> 満たす | 訪問介護計画、サービス提供票 | 緑P240 Q11 | | |
| 1人の利用者に対し複数の訪問介護員等が交代して行った場合、1回の訪問介護として合計の所要時間で算定。 | | <input type="checkbox"/> 満たす | 訪問介護計画、サービス提供票 | | | |
| 同一時間帯に複数種類の訪問サービスを利用 | 利用者の心身の状況や介護の内容に応じて、同一時間帯に利用することの必要性 | <input type="checkbox"/> あり | 利用者に関する記録(アセスメント等)サービス担当者会議の要点の記録 | 青P156 通則(4) | 青P945 通則(4) | |

| 届出状況 | 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | | 確認書類 | 介護報酬の解釈の頁 | |
|------|--|--|--------------------------|-----------|---------------------|------------------------------------|-------------------------------|
| | | | | | | 介護 | 介護予防 |
| / | 複数の要介護者がいる世帯において同一時間帯に訪問介護を利用 | それぞれに標準的な時間で位置付け(身体介護) | <input type="checkbox"/> | 満たす | 訪問介護計画、サービス提供票 | 青P190問4 | / |
| | | 要介護者間で所要時間を振り分け(生活援助) | <input type="checkbox"/> | 満たす | 訪問介護計画、サービス提供票 | 青P156通則(5) | |
| / | 身体介護が中心 青P196~P198 「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」1身体介護参照 | 利用者の身体に直接接触して行う介護 | <input type="checkbox"/> | いずれか満たす | 訪問介護計画 | 青P167第2の2(2)、 緑P246 Q27 | 青P951[注1]対象となるサービスの範囲は訪問介護と同じ |
| | | 利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介護 | | | サービス提供票 | 青P170注2、 緑P238 Q7、 緑P244 Q20 | |
| | | 専門的な援助 | | | 実施記録 | 青P173第2の2(1)、 緑P242 Q17 | |
| / | 身体介護の所定単位 | 20分未満(170単位) | <input type="checkbox"/> | いずれか満たす | 訪問介護計画、サービス提供票、実施記録 | 青P166イ | / |
| | | 20分以上30分未満(254単位) | | | | | |
| | | 30分以上1時間未満(402単位) | | | | | |
| | | 1時間以上(584単位に30分を増すごとに+83単位) | | | | | |
| / | 20分未満の身体介護 | 排泄介助、体位交換、服薬介助、起床介助、就寝介助等、定期的に必要な短時間の身体介護を提供 | <input type="checkbox"/> | 満たす | 訪問介護計画、サービス提供票、実施記録 | 青P171注2 | / |
| | | 単なる本人の安否確認や健康チェックであり、それに伴い若干の身体介護を訪問介護として算定不可 | <input type="checkbox"/> | 満たす | | 青P190問2、問3 | |
| | | 引き続き生活援助は実施していない(緊急時訪問介護加算を算定する場合を除く) | <input type="checkbox"/> | 満たす | | 青P191問5 | |
| / | (夜間、早朝、深夜の場合) | 所要時間が20分未満であって、かつ、夜間(午後6時から午後10時まで)、早朝(午前6時から午前8時まで)若しくは深夜(午後10時から午前6時まで)に行う場合 | <input type="checkbox"/> | 満たす | | | / |
| / | 20分未満の身体介護(日中に提供される場合) | 事業所・利用者の双方が、次のいずれにも適合する | <input type="checkbox"/> | 1、2を全て満たす | | | / |
| | | 1 事業所の要件 | <input type="checkbox"/> | イ～ニを全て満たす | 青P170基準告示・一 | | |
| | | イ 営業日は毎日、営業時間は最低でも午前6時から午後10時までの時間帯を含む時間帯 | <input type="checkbox"/> | 満たす | 運営規程 | 青P171注2③ | |

101 訪問介護費(2/15)

| 届出状況 | 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | | 確認書類 | 介護報酬の解釈の頁 | |
|------|-----------------------|--|--------------------------|-----------|--|----------------------|------|
| | | | | | | 介護 | 介護予防 |
| / | | □ 24時間体制で、利用者又はその家族等から電話等による連絡に常時対応できる | <input type="checkbox"/> | 満たす | 運営規程、重要事項説明書 | | / |
| | | ※利用者等からの連絡に対応する職員は、営業時間中は当該事業所の職員が1以上配置されていなければならないが、当該職員が利用者からの連絡に対応できる体制を確保している場合は、利用者に訪問介護を提供しても差し支えない。 また、営業時間以外の時間帯については、併設する事業所等の職員又は自宅待機中の当該事業所の職員であって差し支えない。 | <input type="checkbox"/> | 満たす | | | |
| | | ハ 当該指定訪問介護事業所に係る指定訪問介護事業者が次のいずれかに該当すること。 (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、一体的に事業を実施している。 (2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受けようとする計画を策定している。 | <input type="checkbox"/> | 満たす | 体制届、報酬体制状況一覧表等実施又は計画が確認できる資料 | 青P171注2④、 青P191問8 | |
| | | ニ 体制届を提出していること。 | <input type="checkbox"/> | 満たす | 報酬体制状況一覧表 | 青P171注2⑤ | |
| | | 2 利用者の要件 | <input type="checkbox"/> | イ、ロを全て満たす | | 青P170利用者等告示・一 | |
| | | イ 要介護3～5。「障害老人の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準」におけるランクB以上に該当。 | <input type="checkbox"/> | 満たす | | 青P171注2①、 青P191問6 | |
| | | ロ サービス担当会議で、一週間のうち5日以上の20分未満の身体介護の提供が必要と判断された者。 * 当該サービス担当会議は、当該指定訪問介護の提供日の属する月の前3月の間に一度以上開催され、サービス提供責任者が参加が必須。 * 一週間のうち5日以上の日計算に当たっては、日中の時間帯のサービスのみに限らず、夜間、深夜及び早朝の時間帯のサービスも含めて差し支えない。 | <input type="checkbox"/> | 満たす | 利用者に関する記録(アセスメント等)、サービス担当会議の要点的記録、居宅サービス計画 | 青P171注2②、 青P191問7 | |
| / | 身体介護後に生活援助を行った場合の取り扱い | 身体介護に引き続き所要時間が20分以上の生活援助を実施 | <input type="checkbox"/> | 実施 | 訪問介護計画、実施記録 | 青P174注5 | / |
| | | 所要時間20分から計算して25分を増すごとに70単位を加算 | <input type="checkbox"/> | 満たす | サービス提供票 | 青P175第2の2(3) | |
| | | 210単位を限度 | <input type="checkbox"/> | 満たす | サービス提供票 | | |

| 届出状況 | 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | | 確認書類 | 介護報酬の解釈の頁 | | |
|--|---|--|------|---------|---|---|---|-------------------------------------|
| | | | | | | 介護 | 介護予防 | |
| | たん吸引等 | たん吸引等(口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養)は身体介護で算定 | □ | 満たす | 利用者に関する記録(アセスメント等)、サービス担当者会議の要点の記録、居宅サービス計画、医療機関等との連携が確認できる書類 | 青P173第2の2(1)、 青P164問116～問120、 緑P966～P1010 | | |
| | | 医療や看護との連携による安全確保が図られている | | | 登録を証する書類 | | | |
| | | 登録を受けている事業者である | | | 資格証、認定証、雇用契約書 | | | |
| 生活援助が中心 青P198～P199 「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」2生活援助参照 | 単身の世帯 家族等と同居で当該家族等が障害・疾病等のため家事を行うことが困難 やむを得ない事情により家事が困難 | 調理、洗濯、掃除等の家事の援助 | □ | いずれか満たす | 訪問介護計画、実施記録 | 青P172注3 青P173[注3] 緑P243～ Q18、Q19 | 青P951注1 対象となるサービスの 範囲は訪問 介護と同じ | |
| | | 居室サービス計画に生活援助中心型算定理由の記載 | | | あり | 訪問介護計画、実施記録 | | 青P167 第2の2(2) |
| | | 商品の販売や農作業等生業の援助的行為 | | | なし | 訪問介護計画、実施記録 | | 青P173注3、 緑P22 Q6 |
| | | 直接本人の援助に該当しない行為(主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当と判断される行為) | | | なし | 訪問介護計画、実施記録 | | 青P173第2の 2(1) 赤P55～57 2、別紙 |
| | | 日常生活の援助に該当しない行為(訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為や、日常的に行われる家事の範囲を超える行為) | | | なし | 訪問介護計画、実施記録 | | 青P155 通則(2) |
| | | 本人不在の居室を訪問 | | | なし | 実施記録 | | 青P192 問9,10 |
| | | 20分以上45分未満(190単位) | | | 満たす | 訪問介護計画、実施記録 | | 青P156 通則(6) |
| | | 45分以上(235単位) | | | 満たす | 訪問介護計画、実施記録 | | 青P946 通則(5) |
| | 生活援助の所定単位 | | | 緑P23 Q8 | | | | |
| | 利用者の居室について | 居室以外において行われる乗降、院内介助のみ実施 | □ | なし | 実施記録 | | | |

101 訪問介護費(4/15)

| 届出状況 | 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | | 確認書類 | 介護報酬の解釈の頁 | |
|---|--|--|------|-------------|---|--|---|
| | | | | | | 介護 | 介護予防 |
| | 身体介護が中心の場合の通院・外出介助 | 目的地(病院等)に行くための準備を含む一連のサービス行為 | □ | 満たす | 訪問介護計画、実施記録 | 青P156 通則(6) 青P198 1-3-3 | 青P951注1 対象となるサービスの 範囲は訪問 介護と同じ |
| | | 公共交通機関(タクシーも含まれる)を利用 | | | 利用の公共交通機関 | 緑P237 Q3、緑P239 Q9 | |
| | | 訪問介護に連続して移送を行う場合で、道路運送法上の許可又は登録(※サービス提供を行う訪問介護員等とは別の職員が運転) ※利用者から直接負担を求めない場合であっても、訪問介護事業所が行う要介護者の運送は、有償に該当し、登録等を要する | | | 道路運送法上の許可又は登録 | 赤P58～P60 平成18年9月29日付け事務連絡「介護輸送に係る法的取扱いについて」 | |
| 通院等乗降介助 青P183～P185 「通院等のための乗降又は降車の介助が中心である場合」及び「身体介護が中心である場合」の適用関係について (1)(1)の事例 | 訪問介護員等が、自らの運転する車輛 | □ | 満たす | 出勤簿、勤務表、資格証 | 青P174注4 青P174～ P175[注4] 緑P23～P26 Q9～Q17 緑P239 Q8、 Q9 緑P241 Q14 | 青P949 第2の2(9) ※通院等乗降介助については算定されない。 | |
| | 車両への乗車又は降車の介助 | □ | あり | 訪問介護計画 | | | |
| | 「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」又は「通院先若しくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助」 | □ | あり | 訪問介護計画 | | | |
| | 1回につき算定(100単位) | □ | 満たす | サービス提供票 | | | |
| | 利用目的が「身体介護中心型」の通院・外出介助と同じ | □ | 満たす | 訪問介護計画、実施記録 | 青P174注4④ | | |
| | 連続して行う「身体介護」を別に算定 | □ | なし | サービス提供票 | 青P174 注4①⑥ | | |
| | 居室サービス計画に位置付け | □ | あり | 居室サービス計画 | 青P175注4⑦ | | |
| 通院等乗降介助と身体介護との区分(身体介護で算定) 青P183～P185 「通院等のための乗降又は降車の介助が中心である場合」及び「身体介護が中心である場合」の適用関係について (2)(2)の事例 | 訪問介護員等が、自らの運転 | □ | 満たす | 出勤簿、勤務表、資格証 | 青P175第2の 2(8) | | |
| | 要介護4又は要介護5の利用者 | □ | 合致 | 受給資格等の確認 | 青P199～ P201 | | |
| | 乗車前介助が20～30分程度以上 | □ | 満たす | 訪問介護計画、実施記録 | | | |
| | 運転時間を控除 | □ | 満たす | 実施記録 | | | |
| | 「身体介護中心型」で算定 | □ | あり | サービス提供票 | 青P174[注4] ⑥ | | |
| | 別に「通院等乗降介助」の算定 | □ | なし | サービス提供票 | 青P175[注4] ⑦ | | |
| | 居室サービス計画に位置付け | □ | あり | 居室サービス計画 | | | |

| 届出状況 | 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | 確認書類 | 介護報酬の解釈の頁 | |
|--|--|-----------------------------|-----------------------------------|--------------|----------------------------|----------------------|
| | | | | | 介護 | 介護予防 |
| 青P183~P185 「通院等のための乗降又は降車の介助が中心である場合」及び「身体介護が中心である場合」の適用関係について (3)(3)の事例 | 通院等乗降介助と身体介護との区分 (身体介護で算定) | 訪問介護員等が、自らの運転 | <input type="checkbox"/> 満たす | 出勤簿、勤務表、資格証 | 青P175第2の2(8) 青P199~P201 | |
| | | 要介護1~要介護5の利用者 | <input type="checkbox"/> 合致 | 受給資格等の確認 | | |
| | | 外出に直接関連しない身体介護(入浴介助・食事介助等) | <input type="checkbox"/> あり | 訪問介護計画 | | |
| | | 上記の所要時間が30分~1時間程度以上 | <input type="checkbox"/> 満たす | 訪問介護計画 | | |
| | | 運転時間を控除 | <input type="checkbox"/> 満たす | 実施記録 | | |
| | | 「身体介護中心型」で算定 | <input type="checkbox"/> あり | サービス提供票 | | |
| | | 別に「通院等乗降介助」の算定 | <input type="checkbox"/> なし | サービス提供票 | | |
| 居宅サービス計画に位置付け | <input type="checkbox"/> あり | 居宅サービス計画 | 青P174[注4]⑥ 青P175[注4]⑦ | | | |
| 通院等乗降介助と通所・短期入所サービスの「送迎」の区分 | 利用者の心身の状況により、事業所の送迎車を利用できない特別な事情 | <input type="checkbox"/> あり | 利用者に関する記録(アセスメント等)サービス担当者会議の要点の記録 | 青P175第2の2(9) | | |
| 2級サービス提供責任者を配置している場合の減算 | 2級課程修了者の訪問介護員をサービス提供責任者として配置。(平成25年4月以降は介護職員初任者研修課程修了者(旧介護職員基礎研修課程及び旧1級課程修了者を除く)) | <input type="checkbox"/> 該当 | | | 青P176注6 利用者等告示・二 | 青P952注2 利用者等告示・六六 |
| | 1ヶ月(暦月)で1日以上配置した場合、当該月の翌月の全ての訪問介護に適用。 | <input type="checkbox"/> 該当 | | | | |
| | 月の途中で、介護福祉士(試験合格者を含む)若しくは1級課程を修了(全カリキュラムを修了している場合、修了書の交付を求めない)した者となった場合、翌月からの減算は適用しない。 | <input type="checkbox"/> 該当 | | | 青P177[注6]② | 青P953[注2]② |
| 2級サービス提供責任者の減算の例外(平成25年3月31日までの経過措置) | 平成24年3月31日時点で、2級課程修了者をサービス提供責任者として配置し、かつ、4月1日以降も当該者をサービス提供責任者として配置する訪問介護事業所で、当該者が平成25年3月31日までに1級課程以上の資格を得ることが確実に見込まれる事業所である旨の経過措置の届出を平成24年4月末日までに行った事業所。 | <input type="checkbox"/> 該当 | | | 青P176注6 基準告示・二 | 青P952注2 基準告示・七四 |
| | 当該職員の受講意思を文書で確認し、当該受験又は受講時期の見込みを記載した書面を作成し保管。 | <input type="checkbox"/> 該当 | | | | |
| | 経過措置に係るサービス提供責任者が同一法人内の他の指定訪問介護事業所に異動した場合、先に作成した文書及び書面は、当該異動先の事業所で保管するとともに、速やかに届出を行う。 | <input type="checkbox"/> 該当 | | | 青P177[注6]③~⑤ | 青P953[注2]③~⑤ |

101 訪問介護費(6/15)

| 届出状況 | 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | 確認書類 | 介護報酬の解釈の頁 | | |
|------------|-------------------------------|--|----------------------------------|-----------------------------------|--|---------------------|----|
| | | | | | 介護 | 介護予防 | |
| | 事業所と同一建物に居住する利用者への訪問介護費減算(共通) | 前年度の1月当たり実利用者(事業所の所在する建物と同一の建物に居住する者に限る)の数(※1)が30人以上の事業所において、事業所の所在する建物と同一の建物(※2)に居住する利用者に対し減算。 | <input type="checkbox"/> 該当 | | 青P178注7、 施設基準・一 | 青P954注3、 施設基準・六九 | |
| | | (※1)前年度の1月当たりの実利用者数;前年度(3月を除く)の各月の実利用者(月の末日に事業所と同一の建物に居住し、かつ、当月に当該事業所が訪問介護の提供を行った)の実人数を合計し、訪問介護の事業を実施した月(訪問介護を提供した月に限る。)数で除した数(端数切り捨て)。 介護予防訪問介護事業所と一体的な運営をしている場合、指定介護予防訪問介護の利用者を含めて計算。 | <input type="checkbox"/> 該当 | | 青P179[注7]②、③、 青P163問1 | 青P954[注3]同左 | |
| | | (※2)同一の建物;養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、旧高齢者専用賃貸住宅 | <input type="checkbox"/> 該当 | | | | |
| | | ・当該建物の一階部分に指定訪問介護事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合は該当。 ・同一敷地内にある別棟の建築物や道路を挟んで隣接する場合は非該当。 ・建築物の管理、運営法人が訪問介護事業所の事業者と異なる場合であっても該当。 | <input type="checkbox"/> 該当 | | | 青P179[注7]① | 同左 |
| | | 減算対象は、事業所と同一の建物に居住する利用者のみ。 | <input type="checkbox"/> 該当 | | | 青P179[注7]④ | 同左 |
| 2人の訪問(介護) | | 利用者又は家族の同意 | <input type="checkbox"/> あり | 同意の記録 | 青P178注8 青P178利用 者等告示・三 青P179[注8] 緑P27 Q18,Q19 | | |
| | | イ 利用者の身体的理由により1人での介護が困難 | <input type="checkbox"/> いずれか満たす | 利用者に関する記録(アセスメント等)サービス担当者会議の要点の記録 | | | |
| | | ロ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等 | | | | | |
| | | ハ その他利用者の状況等からい、ロに準ずる | | | | | |
| 夜間加算(+25%) | 18時~22時(開始時刻が加算の対象となる時間帯) | <input type="checkbox"/> 該当 | | サービス提供票 | 青P178注9 青P179注9 | | |
| 早朝加算(+25%) | 6時~8時(開始時刻が加算の対象となる時間帯) | <input type="checkbox"/> 該当 | | サービス提供票 | | | |
| 深夜加算(+50%) | 22時~6時(開始時刻が加算の対象となる時間帯) | <input type="checkbox"/> 該当 | | サービス提供票 | | | |

| 届出状況 | 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | 確認書類 | 介護報酬の解釈の頁 | |
|------|--------------|--|-------------------------------------|---|--|------|
| | | | | | 介護 | 介護予防 |
| | 特定事業所加算Ⅰ(介護) | 以下の1～7の全てに適合 | <input type="checkbox"/> 満たす | 青P180注10 青P180～基準告示・三イ 青P181～[注10] 緑P27Q20～Q22 | | |
| | | 1 計画的な研修計画の作成、実施 * 訪問介護員等ごとに研修計画を作成 | <input type="checkbox"/> あり | 研修計画書(事業計画書) | 青P181①イ 緑P13 Q5 | |
| | | 2(1)利用者情報、留意事項伝達、技術指導等の会議開催 * 全ての訪問介護員等が参加 | <input type="checkbox"/> 定期的に実施 | 会議記録 | 青P181①ロ | |
| | | 2(2)サービス提供責任者による利用者情報等の伝達、報告 利用者のADLや意欲 利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望 家族を含む環境 前回のサービス提供時の状況 その他サービス提供に当たって必要な事項 「前回のサービス提供時の状況」の伝達は省略不可 ※訪問介護員等から適宜受けるサービス提供終了後の報告内容について、サービス提供責任者は、文書(電磁的記録を含む)にて記録を保存。 | <input type="checkbox"/> 文書等により実施 | 留意事項伝達書(FAX、メール可)、サービス提供報告書 | 青P181①ハ 青P193問13 | |
| | | 3 定期的な健康診断の実施 ※少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施 | <input type="checkbox"/> 全員に実施 | 健診受診記録等 | 青P181①ニ 緑P14Q6 | |
| | | 4 緊急時等における対応方法の明示 | <input type="checkbox"/> あり | 重要事項説明書等 | 青P181①ホ | |
| | | 5 訪問介護員等要件(前年度(三月を除く)又は届出日が属する月の前3月) | <input type="checkbox"/> イ、ロいずれか満たす | | 青P182(5) 青P183②イ 青P183④ 緑P13 Q4 緑P28 Q24 緑P29 Q25 | |
| | | イ 訪問介護員等総数のうち、介護福祉士の数が3割以上 | | | | |
| | | ロ 訪問介護員等総数のうち、介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の数が5割以上 | | | | |
| | | ※前三月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近三月間の職員の割合につき、毎月継続的に維持していること | | | | |

101 訪問介護費(8/15)

| 届出状況 | 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | 確認書類 | 介護報酬の解釈の頁 | |
|------|--------------|---|-------------------------------------|---|---------------------------------|------|
| | | | | | 介護 | 介護予防 |
| | 特定事業所加算Ⅰ(介護) | 6 全てのサービス提供責任者要件 | | 割合についての毎月の記録 | 青P182(6) 青P183②ロ 緑P28 Q23 | |
| | | イ 実務経験3年以上の介護福祉士 | <input type="checkbox"/> イ、ロいずれか満たす | 職員台帳(履歴書) 実務経験証明書 資格証等 | 緑P235 Q1、Q2 | |
| | | ロ 実務経験5年以上の実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者 | <input type="checkbox"/> 満たす | | | |
| | | ハ 1を超えるサービス提供責任者が必要な場合は、2人以上の常勤を配置 | <input type="checkbox"/> 満たす | | | |
| | | 7 重度要介護者等対応要件(前年度(三月を除く)又は届出日が属する月の前3月) | <input type="checkbox"/> 満たす | | 青P182(7)、青P183③ | |
| | | ※利用者総数のうち要介護4、5の利用者、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者、たんの吸引等(口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養)を必要とする利用者の割合が2割以上。 | | 利用者台帳、サービス提供票、実施記録 | 緑P29 Q25 | |
| | | ※たんの吸引等の行為を必要とする者を算入できる事業所は、社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づく、自らの事業又はその一環としてたんの吸引等の業務を行うための登録を受けているものに限る。 | | | 青P194～ 問14、問15 | |
| | | ※前三月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近三月間の利用者の割合につき、毎月継続的に維持していること | | 割合についての毎月の記録 | 青P183④ 緑P29 Q25 | |
| | 特定事業所加算Ⅱ(介護) | 以下の1～4の全てに適合し、かつ5又は6のいずれかに適合 | <input type="checkbox"/> 満たす | 青P180注10 青P180～基準告示・三口 青P181～[注10] 緑P27Q20～Q22 | | |
| | | 1 計画的な研修計画の作成、実施 * 訪問介護員等ごとに研修計画を作成 | <input type="checkbox"/> あり | 研修計画書(事業計画書) | 青P181①イ 緑P13 Q5 | |
| | | 2(1)利用者情報、留意事項伝達、技術指導等の会議開催 * 全ての訪問介護員等が参加 | <input type="checkbox"/> 定期的に実施 | 会議記録 | 青P181①ロ | |

| 届出状況 | 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | 確認書類 | 介護報酬の解釈の頁 | | | | | | | | | | |
|--------------------------------------|--|------------|-----------------------------|---------------------|-----------|------|---|--|---|--------------------|--|---|--------------|------------------------------|---|
| | | | | | 介護 | 介護予防 | | | | | | | | | |
| ※5は訪問介護員等要件を満たすと届出を行った事業所についての点検項目です | 2(2)サービス提供責任者による利用者情報等の伝達、報告 利用者のADLや意欲 利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望 家族を含む環境 前回のサービス提供時の状況 その他サービス提供に当たって必要な事項 「前回のサービス提供時の状況」の伝達は省略不可 ※訪問介護員等から適宜受けるサービス提供終了後の報告内容について、サービス提供責任者は、文書(電磁的記録を含む)にて記録を保存。 | □ 文書等により実施 | 留意事項伝達書(FAX、メール可)、サービス提供報告書 | 青P181①ハ 青P193問13 | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | 3 定期的な健康診断の実施 ※ 少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施 | □ 全員に実施 | 健診受診記録等 | 青P181①ニ 緑P14 Q6 | | | | | |
| | | | | | | | | 4 緊急時等における対応方法の明示 | □ あり | 重要事項説明書等 | 青P181①ホ | | | | |
| | | | | | | | | ※ 人材要件に適合 | □ 5又は6を満たす | | | | | | |
| | | | | | | | | 5 訪問介護員等要件(前年度(三月を除く)又は届出日が属する月の前3月) イ 訪問介護員等総数のうち、介護福祉士の数が3割以上 ロ 訪問介護員等総数のうち、介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の数が5割以上 ※ 前三月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近三月間の職員の割合につき、毎月継続的に維持していること | □ イ、ロいずれか満たす | | 青P182(5) 青P183②イ 青P183④ 緑P13 Q4 緑P28 Q24 緑P29 Q25 | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 6 全てのサービス提供責任者要件 イ 実務経験3年以上の介護福祉士 ロ 実務経験5年以上の実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者 ハ 1を超えるサービス提供責任者が必要の場合は、2人以上の常勤を配置 | □ イ、ロいずれか満たす | 職員台帳(履歴書) 実務経験証明書 資格証等 | 青P182(6) 青P183②ロ 緑P28 Q23 緑P235 Q1、Q2 |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | ※6はサービス提供責任者要件を満たすと届出を行った事業所についての点検項目です | 6 全てのサービス提供責任者要件 イ 実務経験3年以上の介護福祉士 ロ 実務経験5年以上の実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者 ハ 1を超えるサービス提供責任者が必要の場合は、2人以上の常勤を配置 | □ 満たす | 割合についての毎月の記録 | 青P182(6) 青P183②ロ 緑P28 Q23 | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |

101 訪問介護費(10/15)

| 届出状況 | 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | 確認書類 | 介護報酬の解釈の頁 | | |
|--------------|--|------------|--|---------------------|-----------|----------|--------------------|
| | | | | | 介護 | 介護予防 | |
| 特定事業所加算Ⅲ(介護) | 以下の1~4まで及び7の全てに適合 1 計画的な研修計画の作成、実施 * 訪問介護員等ごとに研修計画を作成 2(1)利用者情報、留意事項伝達、技術指導等の会議開催 * 全ての訪問介護員等が参加 2(2)サービス提供責任者による利用者情報等の伝達、報告 利用者のADLや意欲 利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望 家族を含む環境 前回のサービス提供時の状況 その他サービス提供に当たって必要な事項 「前回のサービス提供時の状況」の伝達は省略不可 ※訪問介護員等から適宜受けるサービス提供終了後の報告内容について、サービス提供責任者は、文書(電磁的記録を含む)にて記録を保存しなければならない。 3 定期的な健康診断の実施 ※ 少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施 4 緊急時等における対応方法の明示 7 重度要介護者等対応要件(前年度(三月を除く)又は届出日が属する月の前3月) ※利用者総数のうち要介護4、5の利用者、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者、たんの吸引等(口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養)を必要とする利用者の割合が2割以上。 ※たんの吸引等の行為を必要とする者を算入できる事業所は、社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づく、自らの事業又はその一環としてたんの吸引等の業務を行うための登録を受けているものに限る。 ※ 前三月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近三月間の利用者の割合につき、毎月継続的に維持していること | □ 満たす | 青P180注10 青P180~基準告示・三八 青P181~[注10] 緑P27 Q20~Q22 | | | | |
| | | □ あり | 研修計画書(事業計画書) | 青P181①イ 緑P13 Q5 | | | |
| | | □ 定期的に実施 | 会議記録 | 青P181①ロ | | | |
| | | □ 文書等により実施 | 留意事項伝達書(FAX、メール可)、サービス提供報告書 | 青P181①ハ 青P193問13 | | | |
| | | | | | □ 全員に実施 | 健診受診記録等 | 青P181①ニ 緑P14 Q6 |
| | | | | | □ あり | 重要事項説明書等 | 青P181①ホ |
| | | □ 満たす | | 青P182(7)、青P183③ | | | |
| | | | 利用者台帳、サービス提供票、実施記録 | 緑P29 Q25 | | | |
| | | | | 青P194~問14、問15 | | | |
| | | | 割合についての毎月の記録 | 青P183④ 緑P29 Q25 | | | |

| 届出状況 | 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | | 確認書類 | 介護報酬の解釈の頁 | | |
|--------------------------------|--|--------------------------|--------------------------|------------|--|---|------|--------------|
| | | | | | | 介護 | 介護予防 | |
| | 介護予防訪問介護 | 利用者の要支援状態区分(要支援1、2) | <input type="checkbox"/> | 合致 | 受給資格等の確認 | 青P950注1 青P951[注1] 青P958問122 緑P31Q31 緑P245~ Q21~Q26 | 介護予防 | |
| | | 介護予防サービス計画上の位置付け | <input type="checkbox"/> | あり | 介護予防サービス計画 | | | |
| | | 介護予防訪問介護の実施 | <input type="checkbox"/> | 実施 | 実施記録 | | | |
| | 介護予防訪問介護(I) | 1週に1回程度が必要 | <input type="checkbox"/> | あり | 介護予防サービス計画 | | | 青P950 注1イ |
| | 介護予防訪問介護(II) | 1週に2回程度が必要 | <input type="checkbox"/> | あり | 介護予防サービス計画 | | | 青P950 注1ロ |
| 介護予防訪問介護(III) | 1週に2回程度を超える必要 要支援2 | <input type="checkbox"/> | あり | 介護予防サービス計画 | 青P950 注1ハ | | | |
| | 日割り請求にかかる 適用(介護予防) | 区分変更(要支援I⇔要支援II) | <input type="checkbox"/> | 合致 | 受給資格等の確認 | 青P947(5) 緑P19Q11 緑P19~ Q12~Q14 | | |
| | | 区分変更(要介護→要支援) | <input type="checkbox"/> | 合致 | 受給資格等の確認 | | | |
| | | 区分変更(要支援→要介護) | <input type="checkbox"/> | 合致 | 受給資格等の確認 | | | |
| | | サービス事業者の変更(同一保険者内のみ) | <input type="checkbox"/> | 合致 | 契約日、契約解除日 | | | |
| | 介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症 対応型共同生活介護を受けている者 | <input type="checkbox"/> | 合致 | 利用日数の確認 | | | | |
| | 介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養 介護を受けている者 | <input type="checkbox"/> | 合致 | 利用日数の確認 | | | | |
| | 介護予防小規模多機能型居宅介護を受けている者 | <input type="checkbox"/> | 合致 | 利用日数の確認 | | | | |
| 特別地域加算(共通) | 厚生労働大臣が定める地域に事業所が所在 | <input type="checkbox"/> | 該当 | | 緑P718~平12告24外 緑P18~Q7~Q10 緑P30 Q29 青P184注11 青P954注4 | | | |
| 中山間地域等における 小規模事業所加算 (共通) | 厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域に事業所が 所在 | | <input type="checkbox"/> | 該当 | | 緑P727~平21告83-一 緑P18~Q7~Q10 青P184注12 青P955注5 | | |
| | | 利用者への説明、同意 | <input type="checkbox"/> | あり | | 青P185注12 (4) 青P955注5③ | | |
| | 介護 | 1月当たりの延訪問回数が200回以下 | <input type="checkbox"/> | 該当 | サービス提供票 | 青P184 施設基準・二 | | |
| | 介護予防 | 1月当たりの実利用者数が5人以下 | <input type="checkbox"/> | 該当 | 介護予防サービス計画 | 青P955 施設基準・七十 | | |

101 訪問介護費(12/15)

| 届出状況 | 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | | 確認書類 | 介護報酬の解釈の頁 | | | |
|------|------------------------------------|---|--------------------------|---------|--|--|-------------------------------------|-----------------------------------|--------------|
| | | | | | | 介護 | 介護予防 | | |
| | 中山間地域等に居住する 者へのサービス提供 加算(共通) | 厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域に利用者が 居住 | <input type="checkbox"/> | 該当 | 利用者の基本情報 | 緑P727 平21告83-二 緑P18 Q7・P19 Q9 | | | |
| | | 通常の事業実施地域を越えてサービスを提供 | <input type="checkbox"/> | 合致 | 運営規程 | | | 青P184注13 青P955注6 青P185注13 2(6) | |
| | | 交通費の支払い | <input type="checkbox"/> | なし | 領収証 | | | | |
| | 緊急時訪問介護加算 (介護のみ) | ケアマネジャーと連携し、居宅サービス計画において計画的に 訪問することになっていない「身体介護」を実施 | <input type="checkbox"/> | 満たす | サービス提供票(変更前・後) 訪問介護計画(変更前・後) | 青P186注14 青P195問16 緑P30~ Q26~Q28 | | | |
| | | 利用者又は家族等から要請を受けてから24時間以内に提供 | <input type="checkbox"/> | 満たす | 要請に関する記録、サービス 提供記録等 | | | | |
| | | 1回の要請につき1回を限度として算定 | <input type="checkbox"/> | 満たす | | | | 青P187[注 14] | |
| | | ※介護支援専門員が、利用者又は家族等から要請された 日時又は時間帯に身体介護中心型の訪問介護を提供する 必要があると判断した場合に加算 | | | サービス提供責任者が介護支 援専門員と連携を図った記録 | | | | |
| | 初回加算(共通) | 新規に訪問介護計画を作成 | <input type="checkbox"/> | あり | 訪問介護計画 | 緑P30 Q28 緑P31 Q30 | | | |
| | | 過去2月間(歴月)に、当該事業所から訪問介護の提供を 受けていない | <input type="checkbox"/> | 該当 | サービス提供票 | | | | |
| | | 初回の訪問介護を行った日の属する月に、サービス提供 責任者が自ら訪問介護を行っている | <input type="checkbox"/> | いずれか満たす | 実施記録 | | | 青P186二 青P187 第2の2(19) | 青P956二 同左 |
| | | 初回の訪問介護を行った日の属する月に、サービス提供 責任者が同行訪問している | | | 同行訪問した旨の記録 | | | | |
| | 生活機能向上連携加算 (共通) | 利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所の理 学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(理学療法士等) が、指定訪問リハビリテーションを行った際にサービス提供 責任者が同行し、当該理学療法士等と利用者の身体の状 況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的 とした訪問介護計画を作成 | <input type="checkbox"/> | 該当 | 利用者に関する記録(アセスメント等)、同行訪問した旨の記 録、訪問介護計画書、実施記 録 | 青P188ホ 青P188~ P189第2の 2(20) | 青P956ホ 青P956~ P957第2の 2(7) | | |
| | | 当該理学療法士等と連携し、当該訪問介護計画に基づく指 定訪問介護を行った | <input type="checkbox"/> | 該当 | | 青P193問12 | | | |
| | | 初回の当該指定訪問介護が行われた日の属する月以降3 月の間 | <input type="checkbox"/> | 該当 | | | | | |

| 届出状況 | 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | | 確認書類 | 介護報酬の解釈の頁 | |
|------|---------------------|---|--------------------------|-----|---|----------------------------|-----------|
| | | | | | | 介護 | 介護予防 |
| | サービス種類相互の算定関係(介護) | 短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けていない。(定期巡回・随時対応型訪問介護看護を受けている利用者に対し、通院等乗降介助の提供を行った場合を除く。) | <input type="checkbox"/> | 満たす | サービス提供票 | 青P186注15 | |
| | | 同一時間帯に通所サービスを利用 | <input type="checkbox"/> | なし | サービス提供票 | 青P155 通則(2) | |
| | サービス種類相互の算定関係(介護予防) | 介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護を受けていない | <input type="checkbox"/> | なし | | 青P945 通則(2) 青P955注7 | |
| | | 他の介護予防訪問介護を受けていない | <input type="checkbox"/> | なし | | 青P955注8 | |
| | 処遇改善加算(Ⅰ) | (1) 介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額が、介護職員処遇改善加算の算定見込み額(※)を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 | <input type="checkbox"/> | 満たす | 処遇改善加算計画書、処遇改善加算届出書、キャリアパス要件届出書、その他添付書類 | 青P188へ(1) 青P189第2の2(21) | 青P958へ(1) |
| | | (2) 当該事業所において、(1)の賃金改善に関する計画並びに当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、県に届け出ていること。 | <input type="checkbox"/> | 満たす | | 青P1163～老発0316第2号 | |
| | | (3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。 | <input type="checkbox"/> | 満たす | | 青P1179～P1184Q&A | |
| | | (4) 当該事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を報告すること。 | <input type="checkbox"/> | 満たす | | | |

101 訪問介護費(14/15)

| 届出状況 | 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | | 確認書類 | 介護報酬の解釈の頁 | |
|-----------|--|---|--------------------------|----------------|-----------|-----------|------|
| | | | | | | 介護 | 介護予防 |
| | | (5) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。 | <input type="checkbox"/> | 満たす | | | |
| | | (6) 当該事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。 | <input type="checkbox"/> | 満たす | | | |
| | | (7) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 | <input type="checkbox"/> | (一)(二)のいずれかに適合 | | | |
| | | (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 | | | | | |
| | | (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。 | | | | | |
| | | (8) 平成20年10月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての介護職員に周知していること。 | <input type="checkbox"/> | 満たす | | | |
| 処遇改善加算(Ⅱ) | イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、イ(7)又は(8)に掲げる基準のいずれかに適合すること。 | <input type="checkbox"/> | 満たす | | 青P188へ(2) | 青P958へ(2) | |
| 処遇改善加算(Ⅲ) | イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること | <input type="checkbox"/> | 満たす | | 青P188へ(3) | 青P958へ(3) | |